

パブリックコメント案

瑞浪市教育振興基本計画

みずなみ教育プラン・後期計画

後期計画期間：平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度）

夢・生きがい・誇りを育む 瑞浪の教育

平成 31 年(2019 年)〇月

瑞浪市教育委員会

はじめに

このたび、「瑞浪市教育振興基本計画 みずなみ教育プラン・後期計画」を策定いたしました。

この「みずなみ教育プラン・後期計画」は、平成 26 年（2014 年）3 月に 10 年計画として定めました「瑞浪市教育振興基本計画 みずなみ教育プラン（計画期間：平成 26 年度（2014 年度）～35 年度（2023 年度）」の中間見直しを目的として、策定するものです。

平成 26 年（2014 年）3 月の「みずなみ教育プラン」におきましては、基本理念に「夢・生きがい・誇りを育む 瑞浪の教育」を掲げ、その理念の実現に向けて 5 つの基本目標と 23 の施策を定めました。さらには、施策を一層具体化するために、施策の下に「施策の目標」と「主な取組」を定めました。

教育委員会では、この「みずなみ教育プラン」の具現に向けて、毎年「方針と重点」を定め、それに基づき事業を実施してまいりました。また、毎翌年度には、外部有識者の意見を参考に、各種事業の「点検評価」を行ってまいりました。

平成 30 年度（2018 年度）をもって、「みずなみ教育プラン」策定から 5 年が経過することから、これまで進めてきた施策や事業を振り返り、中間時における成果と課題を明らかにしながら、平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）の 5 年間に取り組むべき施策を「後期計画」としてまとめました。

今回、「みずなみ教育プラン・後期計画」をまとめるにあたって大切にすることは次の二つです。

一つは、瑞浪市が進めてきた「瑞浪市第 6 次総合計画・後期計画」の策定と一体的に、本計画をまとめてきたことです。「みずなみ教育プラン・後期計画」は「瑞浪市第 6 次総合計画・後期計画」における教育文化分野の個別計画として位置付けられています。「幸せ実感都市瑞浪 ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」という瑞浪市の将来都市像実現の理念も根底におきながら本計画を策定しました。

二つには、本計画は「みずなみ教育プラン」の中間見直しであるという立場に徹したことです。したがって、本計画は、基本目標や基本施策については「みずなみ教育プラン」を踏襲しています。具体的な、「施策の目標」や「主な取組」について、「取りやめる」「修正する」「新しく追加する」という 3 点から見直しを図っています。

「みずなみ教育プラン・後期計画」が、瑞浪市教育の羅針盤となってくれることを強く願っています。

「瑞浪市教育振興基本計画 みずなみ教育プラン・後期計画」の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました瑞浪市教育振興基本計画推進委員会の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼を申し上げます。今後、本後期計画が着実に推進されますように、これまで以上のご支援、ご協力を心よりお願いし、はじめの言葉とします。

平成 31 年（2019 年） 月

瑞浪市教育長 平 林 道 博

目次

第1章 後期計画の策定にあたって	1
1 後期計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
第2章 瑞浪市の教育における現状と課題	5
1 教育における現状	6
第3章 基本構想	15
1 基本理念	16
2 基本目標	17
3 目指す子どもの姿、市民の姿	18
4 基本的視点	18
5 施策の体系	20
第4章 基本計画	21
基本目標1 たくましく生きる基礎を育てる就学前教育・学校教育の推進	22
基本目標2 とともに学び、成長し、高めあえる社会教育の推進	41
基本目標3 誰もが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツの推進	49
基本目標4 郷土愛を育む文化・芸術の振興	56
基本目標5 子どもの成長支援のための幼児園・学校、家庭、地域の連携強化	64
第5章 計画の推進に向けて	71
1 推進体制	72
2 計画の進行管理と見直し	72
資料編	73
1 瑞浪市教育振興基本計画推進委員会	74
2 後期計画策定までの経緯	77

第 1 章

後期計画の策定にあたって

1 後期計画策定の趣旨

平成18年(2006年)12月に改正された教育基本法において、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「教育振興基本計画」を定め、これを国会に報告するとともに公表することとなりました。同時に、地方公共団体には、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画を定めることが努力義務となりました。

国においては、平成20年(2008年)7月に第1期教育振興基本計画が策定され、現在は、「第3期教育振興基本計画(平成30年(2018年)6月策定)」を進行しています。第3期計画は、教育基本法の理念を踏まえ、第2期計画において掲げられた「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものとなっています。

岐阜県においては、平成26年(2014年)3月に策定した「第2次岐阜県教育ビジョン」が、平成30年度(2018年度)で終了することから、「第3次岐阜県教育ビジョン」を策定しています。第3次ビジョンは、社会経済情勢の変化や県民の教育に対する期待やニーズ、国における教育改革の動向などを踏まえ、新たな教育課題に対応した今後の岐阜県の教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとして、平成31年(2019年)3月を目途に策定、平成31年度(2019年度)から施行される予定です。

瑞浪市では、平成26年(2014年)3月に教育基本法に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「瑞浪市教育振興基本計画 みずなみ教育プラン」を策定しました。この計画は、市の教育の基本理念、基本目標及び具体的施策を明示したもので、市の最上位計画である「第6次瑞浪市総合計画」(平成26年(2014年)3月策定)における教育に関する基本方針を実現するための個別計画として位置づけています。

「みずなみ教育プラン」の策定以降、平成26年度(2014)年度には3歳児からの幼保一体化による就学前教育を全公立幼稚園で実施しました。また、小中学校における道徳教育や小学校での英語の教科化、ICT(情報通信技術)教育など、新しい教育への対応や環境整備、平成29年度(2017年度)からは教員の働き方改革についても、具体的な取組を始めました。

学校施設の整備としては、非構造部材耐震補強工事や明世小学校の大規模改修、教室棟の増築などを行いました。平成28年(2016年)4月には陶、稲津中学校を統合し、瑞浪南中学校を開校しました。平成31年(2019年)4月には瑞陵、日吉、釜戸中学校の統合により、瑞浪北中学校が開校します。

社会教育分野においては、青少年の健全育成や多様な世代に対応した社会教育の推進、スポーツをする場の整備として、市民競技場の改修工事などを行いました。

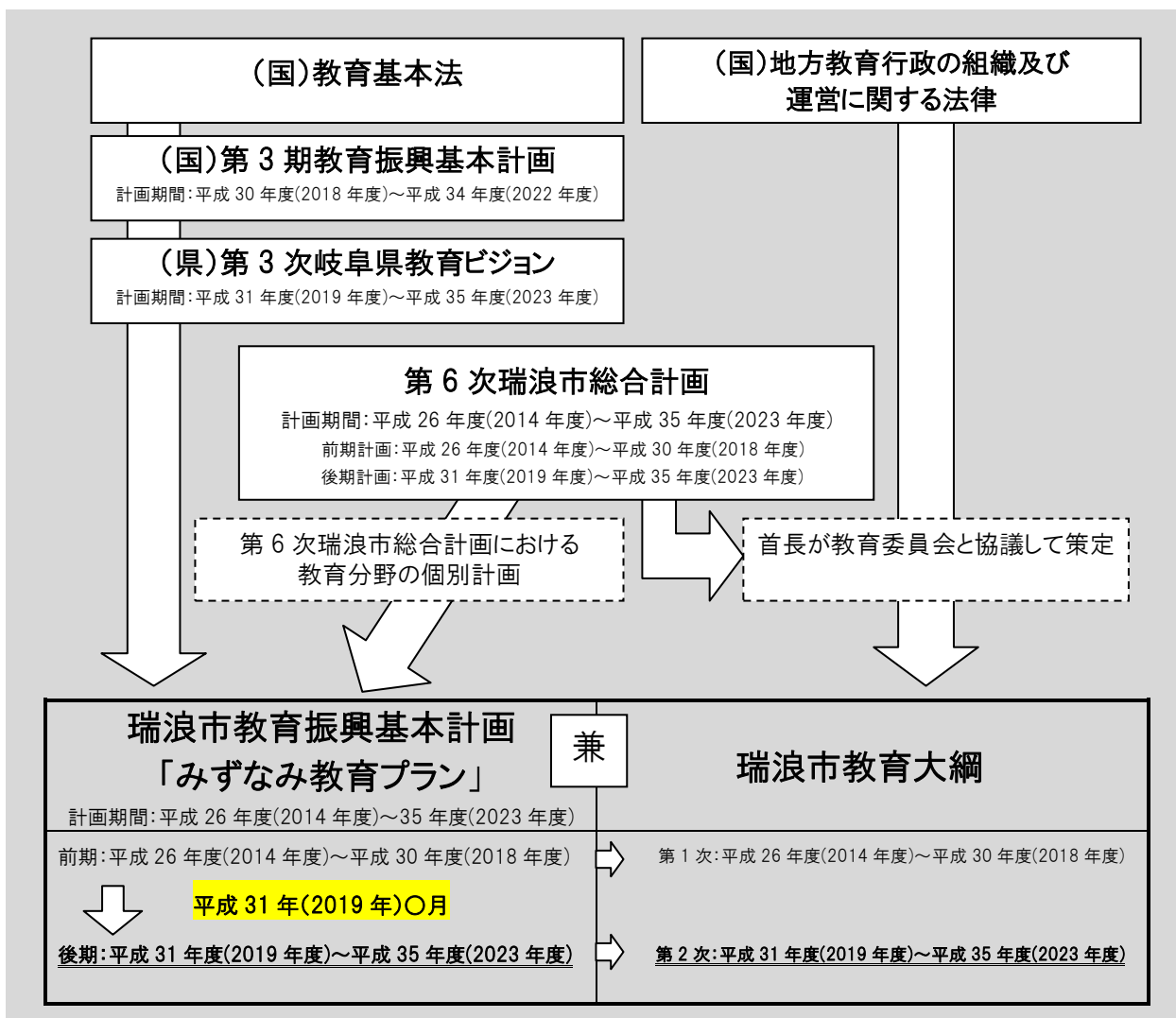
市民公園内文化施設4館では、これまで瑞浪市の特色を生かした文化事業を実施してきましたが、老朽化が進んだことや経費削減の観点から、再編に向けた検討を始めました。

このように瑞浪市の教育を取り巻く状況や課題は、プラン策定時から変わってきています。プランの実現を目指して取組を進めた結果、達成した事項もあれば、今後、取組が必要な事項、新たに生じた課題もあります。そこで、計画期間の中間年度にあたり、上半期におけるプランの進捗確認と課題の洗い出しなどを行い、教育の基本理念や課題分野別の基本目標は継続しつつ、下半期に向けて具体的な施策部分の改定を行い、後期計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

瑞浪市における教育の振興のための施策に関して基本的な事項を定めるものであり、「第6次瑞浪市総合計画」における教育分野の個別計画として位置づけます。

また、平成27年(2015年)の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、各自治体の首長は総合教育会議において教育委員会と協議し、「教育大綱」を策定することとなりました。本市では教育大綱を本計画の基本理念及び基本目標として位置づけ、両者を一体的に策定することで、教育施策のさらなる充実を図っています。



3 計画の期間

計画の期間は、平成26年度(2014年度)から平成35年度(2023年度)までの10年間です。計画期間のうち、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの前期計画期間が終了する時点で、それまでの進捗状況の確認と新たな課題の洗い出しなどを行い、平成31年(2019年)〇月に後期計画を策定しました。

第 2 章

瑞浪市の教育における現状と課題

1 教育における現状

(1) 就学前教育・学校教育

① 公立幼稚園の状況

本市には、公立幼稚園が8園あります。園児数は次に示すとおりです。

■ 公立幼稚園 ※園児数は3歳児以上の人数

学校名	所在地	H25年度(2013年度)			H30(2018年度)		
		保育部	教育部	合計	保育部	教育部	合計
陶幼稚園	陶町	32	12	44	17	8	25
稲津幼稚園	稲津町	56	37	93	53	59	112
みどり幼稚園	下沖町	152	0	152	80	77	157
桔梗幼稚園	土岐町	54	28	82	38	47	85
竜吟幼稚園	釜戸町	27	24	51	18	25	43
日吉幼稚園	日吉町	20	12	32	19	11	30
一色幼稚園	寺河戸町	78	9	87	43	48	91
瑞浪幼稚園	北小田町	91	15	106	62	97	159
合計		510	137	647	330	372	702

② 公立小中学校の状況

本市には、公立小学校が7校あります。

公立中学校は、プラン策定時は6校でしたが、平成28年度(2016年度)に陶中学校と稲津中学校が統合して、瑞浪南中学校を開校しました。また、平成31年度(2019年度)には瑞陵、日吉、釜戸中学校を統合し、瑞浪北中学校を開校することから、公立中学校は3校となります。児童生徒数は次に示すとおりです。

■ 児童生徒数 ※平成30年度(2018年度)学校基本調査より

【公立小学校:児童数】

学校名	所在地	H25 (2013)	H30 (2018)
瑞浪	北小田町	873	739
土岐	土岐町	354	346
陶	陶町	148	103
稲津	稲津町	241	216
明世	明世町	119	146
日吉	日吉町	74	76
釜戸	釜戸町	167	116
合計	---	1,976	1,742

【公立中学校:生徒数】

学校名	所在地	H25 (2013)	H30 (2018)	備考
瑞浪	土岐町	431	386	
瑞陵	土岐町	307	215	H31年度から瑞浪北
陶	陶町	80	瑞浪南 169	統合によりH28年4月開校。所在地:稲津町
稲津	稲津町	118		
日吉	日吉町	62	44	H31年度から瑞浪北
釜戸	釜戸町	70	78	H31年度から瑞浪北
合計	---	1,068	892	

③児童生徒数の推移

児童生徒数は、プラン策定時の平成20年度(2008年度)以降、減少傾向にあり、平成30年度(2018年度)と比較すると、小学校児童は569人、中学校生徒数は277人減少しています。

市全体では児童生徒数が減少していますが、明世小学校では児童数が増加傾向にあり、平成35年度(2023年度)までの児童数を推計したところ、平成31年度(2019年度)には教室が不足することが予想されることから、平成29年度(2017年度)に教室棟の増築を決定し、平成30年度(2018年度)に建設を完了しました。

児童生徒数は、大手企業の進出とそれに伴う働き手の流入など、外的要因により変動する可能性があるため、引き続き注視が必要です。

■児童生徒数の推移

※平成30年度(2018年度)学校基本調査より。平成31年度(2019年度)以降は、出生数等を基に予測。

年度	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
児童 (小学生)	2,311	2,254	2,203	2,094	2,090	1,976	1,922	1,864	1,815	1,793	1,742	1,742	1,742	1,730	1,744	1,728
生徒 (中学生)	1,169	1,148	1,113	1,135	1,062	1,068	1,016	1,033	955	913	892	932	914	898	865	864
合計	3,480	3,402	3,316	3,229	3,152	3,044	2,938	2,897	2,770	2,706	2,634	2,674	2,656	2,628	2,609	2,592

④不登校児童生徒出現率の推移

不登校児童生徒出現率は、平成20年度(2008年度)以降、ほとんどの年度で、全国平均を上回っています。

不登校の要因を探ると、無気力や人間関係のトラブル、家庭環境等、複数のことに起因すると考えられる複合型の不登校児童生徒が多く、即効性のある働き掛けを簡単には見いだせない状況にあります。今後も関係諸機関と連携し、状況の改善と未然防止に努めます。

■不登校児童生徒出現率の推移

(%)

年度	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
児童 (小学生)	0.69	0.67	0.45	0.67	0.53	0.25	0.47	0.75	0.55	0.50
生徒 (中学生)	2.40	3.05	2.96	3.44	3.77	3.56	3.68	2.91	3.54	2.85

⑤いじめについて

平成29年(2017年)3月に国の「いじめ防止対策推進法」が改定され、同年8月には「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」も改定されました。これら二つの改定の趣旨を踏まえ、本市でも平成30年(2018年)1月に「瑞浪市いじめ防止基本方針」を改定しました。

いじめは他人の目につきにくく、他人に相談しにくいものであることから、潜在化していることが多くあります。いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得ること、被害を受けた児童生徒が「いじめ」と感じたら、それは「いじめ」と考えることなどを共通認識し、児童生徒のささいな変化やサインを見逃さず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に努めます。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※「瑞浪市いじめ防止基本方針(平成30年(2018年)1月改定)」より

このいじめの定義に基づき、表面的かつ形式的に判断するのではなく、いじめを受けている児童生徒の側に立ち、その気持ちに常に寄り添い解消を目指しています。

■いじめの認知件数

いじめの認知件数は、小中学校ともに平成27年度(2015年度)に最も少なくなり、以降は増加傾向にあります。これは、学校現場において「いじめの芽」や「いじめの兆候」についても積極的にいじめとして認知するようにしたためです。

(件)

区分	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
小学校	46	42	21	12	12	18	18
中学校	38	19	18	22	10	12	17
合計	84	61	39	34	22	30	35

■いじめの解消率

(%)

	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
解消率	74	79	88	75	95	74	91	96	97	74

「いじめの解消率」とは、年度末におけるいじめの認知件数に占める解消件数の割合です。年度末までに解消されていない事案は、翌年度も継続して解消に取り組んでいます。

いじめの解消については、次の2つの要件が満たされていることが必要です。

- ① 「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)」が少なくとも3か月以上は止んでいること。
- ② 被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 社会教育

①公民館講座等の状況

平成29年度(2017年度)の公民館講座等の数は119講座、受講人数は3,141人でした。未就園児を対象としたものから高齢者学級(寿大学)まで、さまざまな年代向けの講座を開催しています。

講座等の数と受講人数の増減は、ほぼ比例しています。

■公民館講座等の数及び受講者数(6館合計)

区分	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
講座等の数	82	128	133	120	158	182	212	123	152	118
受講人数	1,704	2,814	3,045	5,117	2,974	3,866	5,957	3,387	4,366	3,141

②公民館の利用状況

公民館全体(中央、陶、稲津、日吉、釜戸、大湫)の利用者数は、平成29年度(2017年度)は202,215人で、平成27年度(2015年度)以降、減少しています。地区公民館の中には、稲津公民館などのように利用者が増えている館もあります。平成28年度(2016年度)に大湫公民館が指定管理者制度を導入したことにより、全地区公民館が指定管理者により、運営されています。

区分	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
中央(※)	116,205	113,064	110,455	106,898	107,021	99,505	106,093	100,273	89,230	94,608
陶	18,403	20,129	29,353	26,136	27,343	25,940	29,188	26,908	26,754	22,973
稲津	36,892	38,133	41,449	32,389	35,648	32,654	34,203	32,547	36,222	42,919
日吉	12,706	12,694	17,743	18,789	13,015	10,835	11,052	12,592	12,923	10,060
釜戸	17,080	15,818	17,474	15,227	19,097	20,205	25,898	29,647	35,735	26,767
大湫	3,900	4,393	4,493	3,798	5,646	7,772	8,756	3,685	3,929	4,888
合計	205,186	204,231	220,967	203,237	207,770	196,911	215,190	205,652	204,793	202,215

※総合文化センター

③市民図書館の利用状況

市民図書館の蔵書冊数は、収蔵可能冊数から判断して、適正な数で推移しています。貸出冊数は、平成27年度(2015年度)以降減少しています。市民図書館は、平成20年度(2008年度)から指定管理者制度を導入しています。

■市民図書館の貸出冊数・蔵書冊数

区分	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
貸出冊数	224,732	248,707	241,947	233,210	217,220	205,587	209,836	217,311	206,740	203,322
蔵書冊数	185,723	187,240	190,548	192,540	194,054	195,154	192,471	192,270	193,155	194,452

(3) 生涯スポーツ

① 体育関連施設の利用状況

本市には、体育関連の施設として、市民体育館、市民野球場、樽の上野球場、市民競技場、市民テニスコート(狭間川テニスコートは平成29年度(2017年度)に閉鎖)、市民アーチェリー場、市民弓道場、日吉スポーツ施設があります。また、小・中学校の体育館を開放しています。特に市民体育館と小・中学校体育館の利用者が多く、本市のスポーツの拠点となっていることがわかります。

■ 体育関連施設の利用者数の推移

区分	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
市民体育館	133,361	101,167	95,547	94,884	84,500	88,003	89,711	96,166	92,585	110,001
市民野球場	8,904	7,275	8,051	7,826	4,526	9,036	5,989	6,816	9,238	6,824
樽の上野球場	9,934	8,051	5,193	5,035	7,251	6,050	5,921	6,164	11,504	6,793
市民競技場	5,550	6,399	6,619	3,927	4,420	6,262	8,633	7,054	14,082	7,053
市民テニスコート(狭間川含む)	35,982	26,075	28,105	34,516	58,372	40,371	43,510	45,112	37,718	32,351
市民アーチェリー場	357	306	0	2,058	1,008	172	218	187	702	198
市民弓道場	4,597	4,724	4,706	5,589	4,949	5,876	5,676	5,494	7,303	6,425
日吉スポーツ施設	---	---	6,430	8,056	12,562	14,400	13,329	8,343	12,368	13,705
学校開放(体育館)	103,311	95,866	96,595	101,904	104,213	97,548	96,484	124,713	136,535	102,808

② スポーツ少年団の状況

平成29年度(2017年度)のスポーツ少年団の登録団数は19団体で、平成20年度(2008年度)以降、20団体程度で推移しています。登録人数、登録指導者数は、ともに平成20年度(2008年度)以降減少傾向にありましたが、平成25年度(2013年度)から増加に転じています。登録人数と登録指導者数の増減は、ほぼ比例しています。

■ スポーツ少年団の登録団数、登録人数、及び登録指導者数

区分	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
登録団数	22	22	22	21	21	19	19	18	18	19
登録人数	625	605	544	433	395	325	352	338	364	400
登録指導者数	96	97	93	86	85	74	79	79	82	83

(4) 文化・芸術・文化財

①教育関連施設の利用状況

本市には、文化・芸術にかかわる教育関連施設として、化石博物館、陶磁資料館、市之瀬廣太記念美術館、地球回廊、自然ふれあい館、総合文化センターなどがあります。利用者数は、全体として増減を繰り返しながら推移しています。

■教育関連施設の利用者数の推移

区分	(人)									
	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
化石博物館	36,026	22,182	30,043	26,684	31,273	34,087	29,234	29,452	28,419	25,378
陶磁資料館	10,265	9,402	8,817	7,441	8,615	6,363	8,656	5,435	7,158	9,173
市之瀬美術館	8,248	7,162	4,789	4,671	6,110	7,556	7,065	4,182	6,567	6,037
地球回廊	29,913	24,449	25,847	21,308	29,080	31,181	29,142	32,256	33,287	32,917
自然ふれあい館	9,512	5,345	5,003	5,287	5,406	7,180	7,110	9,779	6,703	8,774
総合文化センター (文化ホール)	54,169	47,668	45,086	50,797	48,603	43,389	51,838	45,357	38,822	42,132
総合文化センター (展示室)	17,024	12,462	16,483	13,076	12,435	10,474	11,968	8,530	8,629	10,769

②指定文化財・天然記念物の状況

国指定文化財として、名勝・天然記念物が1件(鬼岩)、天然記念物が2件(釜戸ハナノキ自生地、ヒツバタゴ自生地)指定されています。県指定文化財は19件、市指定文化財は74件、国登録文化財は11件となっています。

■指定文化財・登録文化財

区分	※基準日:11月1日現在	H25 (2013)	H29 (2017)
国指定 文化財	名勝・天然記念物	1	1
	天然記念物	2	2
県指定文化財		19	19
市指定文化財		66	74
国登録文化財(旧:国登録有形文化財)		6	11

第 3 章

基本構想

1 基本理念

夢・生きがい・誇りを育む 瑞浪の教育

<基本理念の趣旨>

次世代を担う子どもが夢に向かってたくましく生き、市民は生きがいをもって心豊かに暮らすことを通じて、市民誰もが郷土・瑞浪に誇りを感じることができる教育を平成 26 年度(2014 年度)から平成 35 年度(2023 年度)の 10 年間で推進します。

- 瑞浪の教育は、困難に負けず、自ら問題解決を図りながら、**夢**に向かって果敢に挑戦する子を育みます。
- 瑞浪の教育は、家庭や地域を大切にしながら、**生きがい**をもって、いきいきと暮らす市民を育みます。
- 瑞浪の教育は、子どもから高齢者まで市民全員が、教育の様々な過程において、地域への愛着や**誇り**を育む教育を推進します。

2 基本目標

基本理念を達成するための5つの基本目標は、次のとおりです。

基本目標1 たくましく生きる基礎を育てる就学前教育・学校教育の推進

子どもたちが自立して生きていくための基礎となる力を育てるために、幼児期における教育の充実を図るとともに、知・徳・体の調和のとれた学校教育を推進します。幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携強化や中学校統合の円滑かつ効果的な推進を図ります。

基本目標2 とともに学び、成長し、高めあえる社会教育の推進

ライフステージに対応した学びの場や子どもたちの成長のための環境の充実を図ります。高齢者やシニア世代などを活用した活力ある地域づくりを進めます。また、生涯学習に関わる指導者の育成やボランティア活動の充実を図ります。

基本目標3 誰もが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツの推進

市民誰もが、気軽に、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、スポーツの機会の充実を図ります。多くの市民にスポーツの魅力を発信するとともに、地域スポーツを推進します。また、スポーツ少年団やクラブなど児童生徒を対象としたスポーツ環境の充実を図ります。

基本目標4 郷土愛を育む文化・芸術の振興

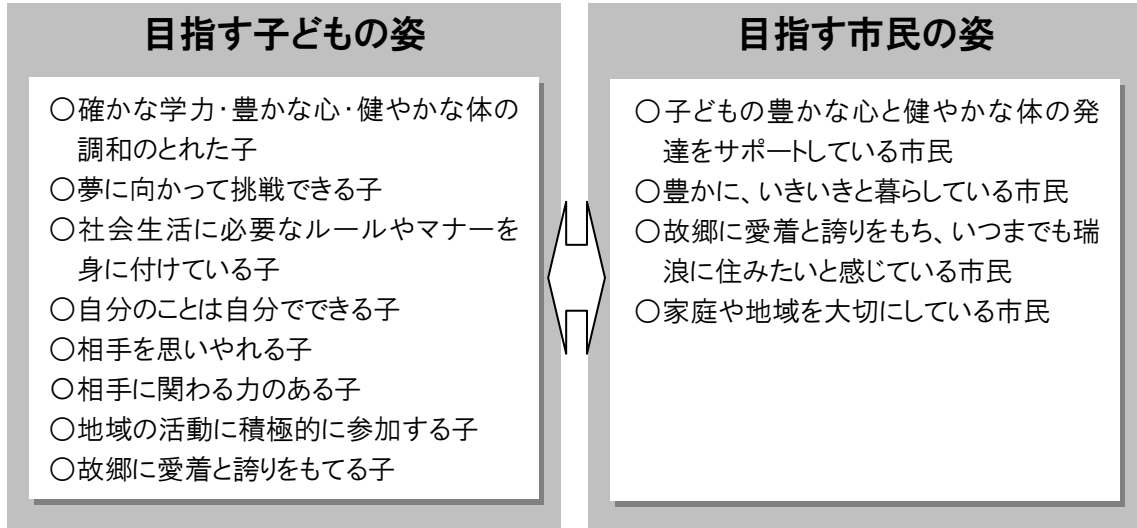
地域一体となって、文化財の保存と活用を推進します。文化財の保存の活動に関わる人材の育成などを推進します。また、市民が身近に歴史・文化・芸術に触れられる機会を充実させるとともに、文化施設の充実を図ります。

基本目標5 子どもの成長支援のための幼稚園・学校、家庭、地域の連携強化

幼稚園・学校、家庭、地域がそれぞれに連携を強化していくことによって、家庭の教育力、地域の教育力の向上を図ります。

3 目指す子どもの姿、市民の姿

目指す子どもの姿、市民の姿の具体像を次のとおり定めます。



4 基本的視点

基本理念や基本目標を実現していくにあたり、本計画で重視する視点を次のとおり示します。

【視点①】

上述の「目指す子どもの姿」の実現や、就学前・学校教育及び社会教育の充実においては、「幼稚園・学校、家庭、地域の連携」なしには実現することはできません。本計画の全般において、「幼稚園・学校、家庭、地域の連携」という視点を重視していきます。

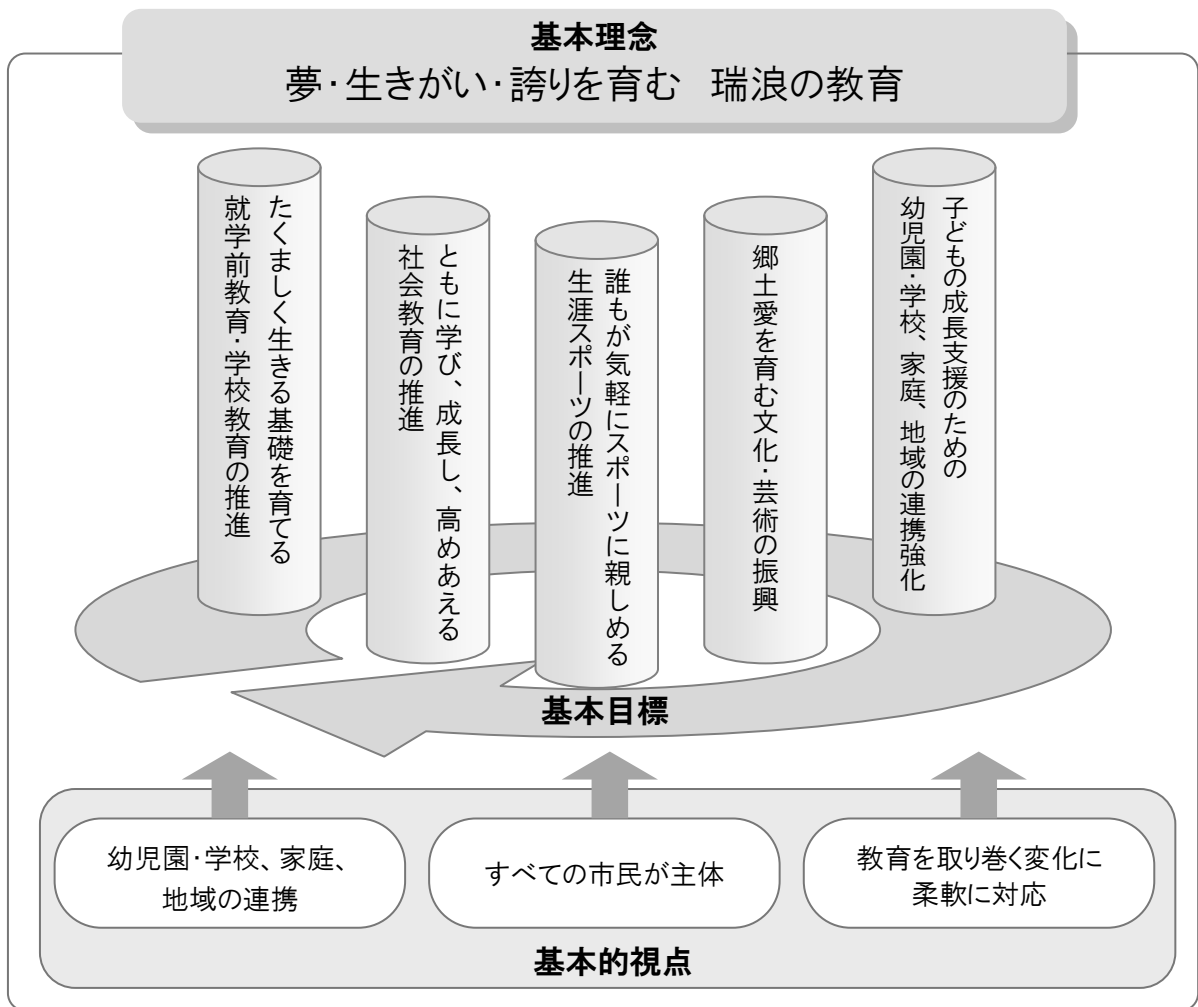
【視点②】

上述の「目指す市民の姿」の実現のためには、生涯学習、スポーツ、文化・芸術などに、多くの市民が積極的に関わられるようにしていくことが求められます。生涯学習、スポーツ、文化・芸術などの分野においては、「すべての市民が主体」となるという視点を重視していきます。

【視点③】

本市の教育を取り巻く様々な社会的な変化を、受け身として捉えるのではなく、本市の教育行政にプラスの効果をもたらす機会と捉えて、「教育を取り巻く変化に柔軟に対応」という視点を重視していきます。

「瑞浪市教育振興基本計画 みずなみ教育プラン」における
基本構想の概念図



5 施策の体系

本計画の施策の体系は次に示すとおりです。

【基本理念】

夢・生きがい・誇りを育む
瑞浪の教育

【基本目標】

1 たくましく生きる基礎を育てる就学前教育・学校教育の推進

【施策】

- 施策1 幼保一体化による就学前教育の充実
- 施策2 確かな学力の育成
- 施策3 特別支援教育の充実
- 施策4 豊かな心の育成
- 施策5 健やかな体づくりと食育の推進
- 施策6 幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携の強化
- 施策7 幼稚園・学校の職員の資質向上
- 施策8 学校環境等の整備・充実
- 施策9 中学校の統合

2 とともに学び、成長し、高めあえる社会教育の推進

- 施策1 多様な世代に対応した生涯学習の内容の充実
- 施策2 地域での子育てに係る学習環境の整備
- 施策3 高齢者の活躍の場づくり
- 施策4 公民館・図書館等による人材発掘と育成

3 誰もが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツの推進

- 施策1 スポーツの場の充実
- 施策2 スポーツの機会の充実と魅力の発信
- 施策3 スポーツ推進委員の活用
- 施策4 体育協会・スポーツ少年団・クラブとの連携

4 郷土愛を育む文化・芸術の振興

- 施策1 まちぐるみで守る文化財とその活用
- 施策2 市民が歴史・文化・芸術に触れる機会の充実
- 施策3 文化施設の充実
- 施策4 後継者育成、文化芸術活動団体の支援

5 子どもの成長支援のための幼稚園・学校、家庭、地域の連携強化

- 施策1 連携による家庭の教育力の向上
- 施策2 連携による地域の教育力の向上

第 4 章

基本計画

計画策定時に、5つの基本目標ごとに平成26年度(2014年度)からの10年間で取り組むべき施策を定めました。平成31年(2019年)〇月に上半期の進捗状況や課題をもとに取り組むべき施策を見直し、後期計画を策定しました。

基本目標

1 たくましく生きる基礎を育てる就学前教育・学校教育の推進

【施策の体系】

基本目標1

たくましく生きる基礎を育てる
就学前教育・学校教育の推進

- 施策1 幼保一体化による就学前教育の充実
- 施策2 確かな学力の育成
- 施策3 特別支援教育の充実
- 施策4 豊かな心の育成
- 施策5 健やかな体づくりと食育の推進
- 施策6 幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携の強化
- 施策7 幼稚園・学校の職員の資質向上
- 施策8 学校環境等の整備・充実
- 施策9 中学校の統合

施策1 幼保一体化による就学前教育の充実

【計画策定当初の状況・課題】

幼稚園児と保育園児が同じ教室の中で一緒に生活しながら合同活動を行う幼保一体化を行っています。平成25年度(2013年度)までに市内の公立幼稚園、保育園の名称を「幼稚園」としました。平成26年度(2014年度)からはどの幼稚園でも3歳児からの幼保一体化による就学前教育を実施します。また、各幼稚園に指導者を派遣し、就学前教育の充実を進めてきました。

しかし、幼保一体化の取組が進む一方で、その取組が保護者に十分には理解されていない部分があり、わかりやすく説明し、理解を広げていくことが課題となっています。今後は保護者の理解を得ながら、幼保一体化による就学前教育の充実を図っていくことが必要です。

【後期計画策定時の現状・課題】

平成26年度(2014年度)より3歳児からの幼保一体化による就学前教育を実施し、5年間の経過しました。この間に、毎年保護者への説明を継続し、幼保一体化の取組については理解が得られるようになりました。

平成30年度(2018年度)より新「幼稚園教育要領」に基づき指導を行っています。改訂では、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明示され、ますます就学前教育の重要性が強調されました。新しい時代に求められる子どもたちの育成のために、教育要領の理解を深めるための研修と取組が必要です。

また、社会の変化に伴い、家庭の教育力の低下が危ぶまれています。保護者の就学前教育に関する理解が深まるようにすることが必要です。

[施策の目標]

- 幼保一体化における就学前教育の指導を充実していきます。

[主な取組]

① 幼保一体化における就学前教育の指導推進

- ・ 就学前教育の指導体制の整備と充実を進めます。
- ・ 幼稚園への指導者の派遣を継続します。

② 家庭の教育支援

- ・ 保護者が就学前教育における家庭教育の大切さ、家庭の役割などを学ぶ研修や学習の機会を充実します。
- ・ 親子の参加体験講座を充実します。
- ・ 保護者の就学前教育に関する理解が深まるよう、保護者にわかりやすい情報発信を進めます。

幼保一体化による就学前教育

■ 概要

市内のすべての幼稚園で「合同活動(就学前教育)」の時間が設けられます。幼稚園児(教育部)と保育園児(保育部)が、同じ園の中で共に生活しながら、「生きる力」の基礎を培う就学前教育と、温かい保育の両方のよさを受けることができます。市内のどこに住んでいようと、教育部と保育部のどちらも選択することができます。市内に在住する3歳児から5歳児すべてが幼保一体化による就学前教育の対象となります。

■ 活動内容

	7:30	8:30	9:00	14:15	14:30	18:30	19:30
教育部 (旧幼稚園)			登園	合同活動	降園		
保育部 (旧保育園)	延長保育		登園	集団生活における 就学前教育	発達を促す遊び 一人一人に合わせた保育		延長保育

施策2 確かな学力の育成

【計画策定当初の状況・課題】

平成25年度(2013年度)全国学力・学習状況調査の結果によれば、小学校においては、全国平均を若干下回る傾向があります。また、中学校においては、全国平均を上回るものの若干低下傾向にあります。授業の指導方法の改善を今後も継続して実施していくことが必要です。ALT^{※1}の配置は、外国語活動や国際理解教育において児童生徒が意欲を高める効果が見られます。また、児童生徒の読書活動の支援によって、読書習慣も身に付きつつあります。

今後も、基礎的・基本的な内容の習得を目指すとともに、児童生徒が国際的視野からものを捉える力の習得や、読書活動や体験活動等の推進が図れるよう支援することにより、児童生徒が自ら問題解決を図ることのできる力を育てることが必要です。また、家庭での学習習慣を定着させることも課題となっており、家庭の教育力の一層の向上も求められます。

【後期計画策定時の現状・課題】

瑞浪市の児童生徒の全国学力・学習状況調査の結果は、この5年間をみると年度による差があるものの、若干の改善傾向にあります。

学習指導要領の改定による、小学校3年生からの英語活動の実施、5・6年生の教科化に伴い、ALTの意義がさらに大きくなってきています。配置を広げる必要があります。

読書活動推進計画に基づいた指導で、児童生徒が読書習慣を身に付けつつあります。

多くの学校において、地域と連携した体験的な学習を取り入れて、豊かな体験学習を行っています。今後も地域の実状に合わせた取組が必要です。

家庭教育の大切さについて、学校通信やPTAの会等を通して啓発してきました。他の部課と連携し、さらに家庭教育の支援が必要です。

【施策の目標】

- 児童生徒の学力分析をもとに、「基礎的・基本的な内容」の確実な習得を図ります。
- コミュニケーション能力の素地を養うために、外国語活動の充実に向けた支援を行います。
- 学力向上の基盤となる読書活動への支援を行います。
- 規範意識の芽生えや基本的な生活習慣を定着させるために、体験を通じた指導を充実します。

[主な取組]

①できる・わかる授業の充実

- ・日々の授業改善により、できる・わかる授業を実現します。
- ・児童生徒の学力状況を把握し、指導方法の改善を図ります。
- ・自ら問題解決する力を育成します。



ALTによる授業

②外国語活動の充実

- ・幼小中へのALTの計画的な訪問指導を充実します。
- ・教職員の英語指導に関する研修を充実します。

③学校教育等における読書活動の推進

- ・瑞浪市子どもの読書活動推進計画に基づく取組を推進します。
- ・学校図書館教育を充実します。

④体験を通じた指導の充実

- ・自然、生活、社会体験の機会を設定します。
- ・地域との交流、高齢者との交流の促進を図ります。

⑤きめ細やかな指導の推進

- ・TT^{※2}(ティーム・ティーチング)や少人数指導の充実を図ります。

⑥家庭の教育支援

- ・小中学校における家庭教育の大切さ、家庭の役割などを学ぶ研修や学習の機会を充実します。
- ・相談窓口の充実など、家庭の支援体制を構築します。
- ・家庭教育学級のあり方を見直します。

用語解説		
※1	ALT	Assistant Language Teacher の略。外国人の講師
※2	TT	Team Teaching の略。複数の教師が指導にあたること

施策3 特別支援教育の充実

【計画策定当初の状況・課題】

各小中学校に児童生徒の実態に応じて、特別支援学級を配置しています。しかし、通常学級に在籍している児童生徒にも、特別な支援が必要だと考えられる児童生徒がいます。こうした要援助児童生徒に対する支援をするために、学業支援員の配置数を増やしてきましたが、まだまだ不足しています。

また、言語通級指導教室に加えて、平成25年度(2013年度)には発達障がい児童への支援のための通級指導教室を開設しました。

【後期計画策定時の現状・課題】

市内の児童生徒数は減少していますが、特別な支援を要する児童生徒は年々増加しています。

市内各小中学校の実状に応じて学業支援員の配置をして児童生徒の困り感へ対応しています。しかし、学校からのニーズは年々増えています。

学校においては、個別の支援計画を保護者との面談のもと確実に作成し、推進しています。また、幼小・小中の連携も図っています。研修会を開き、職員の理解と指導の向上を図っています。

発達通級指導教室を1校増やすなど、特別支援学級、通級指導教室等の指導は充実してきています。しかし、要望しているニーズに対応した学級の開設が、県教育委員会によって許可されていない現状もあります。

療育関係者会、他部課の関係部署との連携を図り、幼少期から青年期まで途切れのない支援に努めています。

【施策の目標】

- 要援助児童生徒の心の安定と学力向上に向けた支援を行います。
- 一人一人の特性に応じた支援の充実を図ります。

【主な取組】

①支援体制の整備及び充実

- ・就学指導、相談体制を整備します。
- ・学業支援員を適切に配置します。

②一人一人の実態に応じた指導の充実

- ・特別支援学級、言語通級指導教室、発達通級指導教室の指導を充実します。
- ・個別の支援計画の作成・充実を図ります。
- ・特別支援教育研修会を実施します。

③幼小中の途切れのない支援の推進

- ・保護者や各学校との連携強化のため、意見交換の場を設けます。
- ・瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」との連携を図ります。
- ・療育関係者を定期的に開催します。
- ・臨床心理士の巡回相談を実施します。

瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」

■概要

- ① 設置機関 瑞浪市
- ② 所在地 瑞浪市寺河戸町1149番地の1
- ③ 運営 指定管理者 社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会
- ④ 実施事業

<通所指導事業>(定員:1日20名)

就学前児童を中心に個別、グループでの発達指導を行います。対象児について、順次拡大していきます。

<発達相談支援事業>

18歳未満の児童について発達に関する保護者からの相談を受け、必要に応じ発達検査や関係機関への紹介なども行います。また、各幼稚園・小中学校を巡回し、保育士、教員、保護者などへのアドバイスを行っていきます。

指定障害児相談支援の指定を受け、通所指導を受けるために必要な障害児支援利用計画を作成します。

施策4 豊かな心の育成

【計画策定当初の状況・課題】

児童生徒の豊かな心を育成するためには、人との関わりや体験を通して規範意識や道徳性を育てていくことが求められます。そのためには道徳教育を充実させていく必要があります。

いじめについては、未然防止・対策のための「いじめ防止手引書」、リーフレット「いじめ『克服』のために」を配布し、各学校での実践を積み重ねてきたことによって、いじめの認知件数は年度による変動はあるものの、いじめの解消率は確実に向上しています。しかし、いじめには、見えにくく複雑化する内容もあります。さらに、携帯電話等を利用した外部から閉鎖された中で進行していたり、インターネット等を利用した拡散による修復不能になったりする内容も現れてきています。今後もいじめの未然防止・早期発見・早期解決を目指した、継続的な取組が求められます。

不登校児童生徒に関しては、年々、増加傾向にあるのが現状です。学校復帰のための支援を継続して実施することが必要です。

【後期計画策定時の現状・課題】

「特別の教科 道徳」は、平成30年度(2018年度)から小学校で、平成31年度(2019年度)からは中学校で教科化されました。自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標として、道徳教育を充実させていく必要があります。

いじめについては、引き続き未然防止、早期発見・早期対応・早期解決を基本とします。平成30年(2018年)1月には「瑞浪市いじめ防止基本方針」^{※3}を改定しました。各学校においても、方針を改定し、早期にいじめを認知し、解消を目指して取り組んでいます。市においては、「いじめ110番ダイヤル」^{※4}を開設して、いつでも相談に応じることができる体制をつくっています。

不登校児童生徒数は、過去10年間、ほとんどの年度で全国平均を上回っています。不登校の要因を探ると、無気力や人間関係のトラブル、家庭環境等、複数のことに起因すると考えられる複合型の不登校児童生徒が多く、即効性のある働き掛けを簡単には見いだせないのが実情です。ただ、適応指導教室「こぶし教室」へ通級していたほとんどの児童生徒は、適応指導教室等の働き掛けにより、学校へ復帰しました。今後も個に応じた対応を継続していくことが必要です。

【施策の目標】

- 子どもの内面の理解を深めるとともに、学級経営力の向上を目指した指導を進めます。
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決に向けた支援及び不登校児童生徒の学校復帰の支援を行います。
- 他を思いやる心を育て、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを進めます。

【主な取組】

①豊かな心を育てる道德教育の充実

- ・道德教育計画訪問を生かした指導を行います。
- ・自然体験、清掃等の奉仕活動など、体験活動を実施します。
- ・児童生徒の発達段階に応じた道德教育を実施します。
- ・地域の方をゲストティーチャーとして招いた授業、高齢者とのふれあいなど体験学習や地域住民との交流の機会を充実します。

②いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決に向けた支援

- ・いじめの未然防止・対策のための「いじめ防止手引書」、リーフレット「いじめ『克服』のために」を配布し、活用を進めます。
- ・教育相談の拡充と、「いじめ110番ダイヤル」の周知を図ります。
- ・仲間とのつながりを調査するアンケートを実施します。

用語解説		
※3	瑞浪市いじめ防止基本方針	国の「いじめ防止対策推進法」及び県の「いじめ防止等のための基本的な方針」の趣旨を踏まえ、瑞浪市のいじめ防止基本方針をまとめたもの。
※4	いじめ110番ダイヤル	教育委員会の教育相談担当が、児童生徒からの「いじめ」に対する悩みを受け付け、相談内容に対応し、いじめ等の早期解消を図るための電話相談窓口。

③不登校児童生徒の学校復帰の支援

- ・教育支援センターを中核にした、教育相談・不登校対策を推進します。
- ・適応指導教室「こぶし教室」の運営と学校復帰を支援します。

瑞浪市教育支援センター

■概要

- ① 設置機関 瑞浪市教育委員会
- ② 所在地 瑞浪市土岐町 400 番地の 1(旧養護訓練センター)
- ③ 実施事業

<適応指導教室「こぶし教室」>

学校へ行きたくても行けない児童生徒、なかなか教室でみんなと一緒に学習できない児童生徒が、一時期学校を離れて通級します。また、悩みをもつ保護者の皆さんを支援します。

学校に行きづらく不登校傾向を示す児童生徒の孤立感を和らげ、心を安定させ、エネルギーを貯めていけるよう、一人一人の子どもの心に寄り添います。また、教科の学習をしたり、社会性を育てたりすることも大切にしています。

<教育相談>

学校生活や学習、不登校、いじめ、基本的な生活習慣の育成、親子関係などに関して、電話や来室による相談を受けています。

小中学校の児童生徒だけでなく、それ以外の学生や保護者の方に対しても、相談活動を行っています。

施策5 健やかな体づくりと食育の推進

【計画策定当初の状況・課題】

児童生徒のスポーツ離れが進みつつあり、スポーツに触れるきっかけづくりやスポーツをする時間を学校や家庭、地域の中で生み出していくが必要になっています。また、子どもがスポーツをすることに保護者が理解、協力していくことも重要な課題となっています。

学校給食においては、共働き世帯の増加や生活スタイルの多様化により、家庭における栄養の偏りや食習慣の乱れ、楽しく食事を囲む食文化が失われつつあることから、健康の維持のみでなく食育の観点も取り入れ、心身の健全な発達を進めていく必要があります。これまでも安全・安心な給食及び衛生管理の徹底、地元農産物を使用した給食の提供、地元生産者や関係者が学校給食時間に児童生徒と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」等を推進してきました。引き続き身体の発達期にある児童生徒に安全でバランスのとれた栄養ある給食を提供し、心身の健全な発達につなげていくことが必要です。

【後期計画策定時の現状・課題】

毎年5月に体力・運動能力調査を行い、実態をつかんでいます。健康教育委員会が中心となって結果を分析し対策を考えて各学校に提案し、各学校で取り組みました。

学校給食においては、引き続き安全安心な給食の提供を心掛けました。今後も確実に給食を提供できるよう委託業者や納入業者を指導していきます。また、近年食物アレルギーを発症する児童生徒が増えていることから、安心して給食を食べられるよう、アレルギーに関する情報を児童や保護者に幅広く周知していくことが課題です。ふれあい給食に関しては、実施時期を工夫して、今後も実施していきます。

【施策の目標】

- 健康な体づくりに向けた支援を行います。
- 安全・安心な学校給食を提供します。
- 学校、家庭、地域が連携して食育を推進します。

【主な取組】

①学校における体力づくりの充実

- ・児童生徒の発達段階を踏まえた体育指導を充実し、体力の向上を図ります。
- ・児童生徒の運動能力・体力テストを把握し、指導方法の改善を図ります。
- ・望ましい部活動の在り方について、指導していきます。

②安全な給食及び衛生管理の徹底

- ・食材検収時の品質等のチェック、納品後の保管管理の徹底を図ります。
- ・調理時の衛生管理の徹底と、施設・設備の整備、点検、清掃を行います。
- ・調理員の健康チェックの確認、手洗いの徹底、衛生管理に関する知識の向上に努めます。

③学校給食の安全供給と安心して美味しい給食の提供

- ・地元農産物を使用します。
- ・食材選定時の産地を考慮します(原産国・原産地)。
- ・生産者の顔が見える給食の提供に努めるため、「ふれあい給食」を充実します。
- ・アレルギーに係る正確な情報を伝えます。

④学校・家庭の「食育」支援

- ・食育講座、啓発チラシ等を家庭に配布します。
- ・保護者の試食会を開催します。
- ・試食会等で栄養教諭等の講話を設けます。
- ・学校における食育を推進します。
- ・栄養教諭等の学校訪問により、食育を推進します。



給食センター見学会



栄養教諭等の学校訪問

施策6 幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携の強化

【計画策定当初の状況・課題】

幼稚園と小学校の連携のための支援を定期的に行い、滑らかなつながりを目指してきました。しかし、幼稚園から小学校、小学校から中学校への進学における園児・児童生徒や保護者の不安解消には至っていないのが現状です。幼稚園と小学校、小学校と中学校の滑らかなつながりのために、園児・児童生徒の異年齢交流や職員の交流、保護者への意識啓発等を行っていくことが課題となっています。

【後期計画策定時の現状・課題】

幼稚園と小学校の連携のために、小学校職員が定期的に園を訪問しました。また、小学校の夏季休業中に小学校教職員が園で保育実習を行いました。園の職員は、小学校の参観日に積極的に訪問しました。

幼稚園児と小学校1年生との活動交流を行った校区もありました。異校種への滑らかな接続のために今後も交流を図っていく必要があります。

校区ごとに幼小中一貫教育^{※5}を進めています。中学校の統合に伴い、一貫教育の枠組みを中学校区に再編成をして取り組んでいきます。

特別な支援を要する児童生徒に対して、保護者と学校との懇談などを通して作成した「個別の支援計画」を保有している児童生徒については、保護者と一緒に入学先の学校の職員に引き継ぎを行う会を設けるなどの配慮をしています。

新入学児童の保護者に対して、就学時健診や半日入学の機会を通して、情報を提供し、意識の啓発や理解を求めています。

【施策の目標】

- 幼小中一貫教育の充実を図ります。
- 園児・児童生徒同士の交流、保護者同士の交流を活発にします。

【主な取組】

① 幼小中の連携支援

- ・ 幼小中の合同研修会を開催します。
- ・ 幼稚園・小中学校の教職員の交流を促進します。
- ・ 園児・小中学生の交流を促進します。

②家庭への意識啓発

- ・家庭の教育力を高めるため、学習の手引や情報誌の配布・活用を行ったり、保護者を対象とした研修会を実施したりします。
- ・園児の親に対し、幼小中の長期的視点から意識啓発を行います。

用語解説		
※5	幼小中一貫教育	幼稚園、小学校、中学校の教育の連携を強化し、教育についての課題を明らかにして、共通理解と共通実践を図ること。

施策7 幼児園・学校の職員の資質向上

【計画策定当初の状況・課題】

幼児園・学校の職員に対しては、授業を改善するために研修を行ってきました。また、職員の資質向上の一助となるよう、教育研究所機関誌や実践論文集等の資料の提供を行ってきました。

個に応じた教育の実践、いじめや不登校児童生徒への対応においては、学校や家庭、地域の一体的取組が欠かせませんが、幼児園・学校の職員の役割も大切になってきます。このため、職員の資質向上につながる取組を今後も充実させていく必要があります。また、同時に、職員のメンタルヘルス対策の充実など、意欲の向上を図る取組も推進していくことが求められます。

【後期計画策定時の現状・課題】

教職員の資質向上のための研修や研究冊子の発行などを行いました。教職員は、役職別の研修やそれぞれのキャリアデザインに応じた自主的な研修に参加しました。また、機関誌「教育みずなみ」を隔月発行したり、実践論文集を発行したりしました。今後も新たな学校課題や今日的な教育課題に対応するために、様々な研修を企画し行う必要があります。

幼児園、小学校、中学校それぞれの校種で発表会を開催し、日ごろの実践について公開し、市内の教職員の資質向上に寄与しました。また、学力や体力に関する調査研究を行い、各学校の指導方法の助言を行います。

教職員が健康で働くことができるよう、管理職による観察・面談を行うとともに、平成29年度(2017年度)には、教育委員会にハラスメント防止の相談窓口を設けました。平成30年(2018年)5月には、「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針及び運用要領」を作成しました。また、教職員の時間外勤務時間が非常に長く、問題となっています。

平成30年(2018年)1月には、瑞浪市「教職員の働き方改革プラン」を策定しました。このプランに基づき、各校に勤務時間を把握するパソコンを設置し、勤務時間の適正把握に努めています。平成30年度(2018年度)からは、長期休業中に閉庁日を設定しています。教職員の時間外勤務時間縮減のため、統合型校務支援システム^{※6}の導入が必要です。今後さらに、働き方改革を進めていく必要があります。

【施策の目標】

- 幼児園・学校の職員の資質向上のための研修を充実します。
- 幼児園・学校の職員の意欲向上につなげます。
- 幼児園・学校職員の働き方改革を推進します。

【主な取組】

① 幼稚園・学校の職員への指導・支援

- ・専門家による指導を行います。
- ・適正な勤務時間を守り、職員の研修時間を確保します。
- ・小中学校に統合型校務支援システムの導入をします。

② 資質向上のための研修

- ・専門性を高めたり今日的な課題に対応したりする研修を実施します。
- ・役職に応じた研修を充実します。

③ メンタルヘルス対策

- ・幼稚園・学校の職員のメンタルヘルス対策を推進します。
- ・健康相談・カウンセリングを実施します。
- ・教職員の時間外勤務を縮減します。
- ・時間外勤務が多い職員には、管理職が指導・助言します。

④ 研究の充実

- ・研究発表会や教科研究会を充実します。
- ・研究所機関誌等を発行します。
- ・学力・体力に関する調査、分析を行います。

用語解説		
※6	統合型校務支援システム	教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)、保健系(健康診断票、保健室来室管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系など統合した機能を有しているシステム。

施策8 学校環境等の整備・充実

【計画策定当初の状況・課題】

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、地震発生時には児童生徒の安全確保や地域住民の避難場所として重要な役割を担っていることから、学校施設の安全確保は極めて重要となっています。

本市では対象となる学校施設の耐震診断を行い、その結果に基づいて順次耐震補強工事を実施し、平成24年(2012年)10月末にすべての建物の耐震化を完了しました。

安全・安心な学校環境等の整備に対しては、市民からのニーズも高くなっており、児童生徒にとって安全・安心な学校環境等の整備・充実を進めていくことが必要です。

【後期計画策定時の現状・課題】

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であること、災害発生時には地域住民の避難場所としても活用されることから、安全性の確保は極めて重要です。瑞浪小学校の屋内運動場や瑞浪中学校の武道場などでは、非構造部材の耐震補強工事を平成28年度(2016年度)までに実施し、安全性を高めました。また、平成28年(2016年)4月に瑞浪南中学校、平成31年(2019年)4月に瑞浪北中学校が開校し、プラン策定当初に6校あった中学校は3校となり、施設環境の充実とスリム化を進めました。一方で児童数の増加が見込まれる明世小学校については、平成30年度(2018年度)に校舎棟の増築を行いました。統合により廃校となった旧陶中学校校舎については、転用大規模改修によって建物の長寿命化や機能向上を図り、平成30年(2018年)4月からは、陶小学校として使用を開始しています。

学校施設の多くは竣工から30年以上が経過しており、老朽化対策が急務ですが、同時に児童生徒数の減少や地域間格差などに起因する適切な環境整備も視野に入れ、持続可能で効率的な施設管理を行う必要があります。平成29年(2017年)3月策定の「瑞浪市公共施設総合管理計画」に基づき、学校施設の計画的な改修・修繕、長寿命化等を進めるなど、安全性の確保とともに効率的、効果的な施設管理を行います。また、近年の「災害レベルの暑さ」への対策として、小中学校に空調設備を整備することが急務です。

小中学校のコンピュータ機器については、更新時期が来ているので、順次更新を行っていく必要があります。また、国の方針を受け、タブレット端末を活用した授業のための準備をすることも必要となっています。市のICT活用推進計画^{※7}に基づき整備を推進していきます。

各学校においては、消防署などの他部署の力も借りながら、施設設備の安全点検を行ったり、様々な場面を想定して、避難訓練や防犯訓練を行ったりして、園児・児童生徒が安全に暮らせるように努めています。

【施策の目標】

- 安全・安心を確保するための施設整備を行います。
- 改修・修繕、長寿命化等を計画的に進め、効率的、効果的な施設管理を行います。
- 新しい情報・知識・技術に対応できる児童生徒を育成します。
- 防災・防犯訓練(命を守る訓練)や通学路の安全点検等を実施します。
- 地域住民や保護者と連携して学校環境等の改善に努めます。

【主な取組】

①老朽化した学校施設の更新

- ・学校施設の計画的な点検と整備を進めます。
- ・老朽化した学校施設の整備計画を更新します。
- ・旧日吉中学校校舎を日吉小学校に転用するための改修を行います。
- ・老朽が著しい学校プールについては、閉鎖し、校外施設(民間施設を含む)での授業実施などを計画します。

②教育環境の整備・向上

- ・小中学校の普通教室への空調設備の設置を進めます。

③情報通信機器の整備による情報教育の推進

- ・小中学校の既存コンピュータ教室の機器を更新します。
- ・小中学校指導用コンピュータの配置を行い、情報教育を充実させます。
- ・プログラミング教育等、情報教育を充実させます。

④学校における防災・防犯の推進

- ・各学校における防災・防犯訓練を充実します。
- ・関係機関との連携により、通学路の定期的な安全点検を行います。

用語解説		
※7	ICT 活用推進計画	新学習指導要領の実施を見すえ、瑞浪市における教育の情報化の方向性(ICT を活用した教育の充実、学校情報セキュリティの確立)を示したもの。

施策9 中学校の統合

【計画策定当初の状況・課題】

少子化の進行に伴い、市内の児童生徒数が急激に減少し、小学校・中学校の小規模校化が顕著になっています。各小中学校は、それぞれの地域の歴史や文化・伝統とともに地域の人々に支えられて今日に至っており、今も地域の核として小規模校ならではの工夫や努力を重ね、特色ある教育成果を挙げています。しかし、今後の本市の児童生徒の学習環境の整備・充実や学校運営上の問題改善等のためには、学校の統合再編について考える必要が生じてきたため、中学校において、陶中学校・稲津中学校の統合を平成28年度(2016年度)に行い、瑞陵中学校・日吉中学校・釜戸中学校の統合を平成31年度(2019年度)を目標に行うこととしています。

こうしたことから、統合新校が円滑に開校できるよう、「瑞浪市立中学校統合準備委員会」を設置し、準備を進めています。今後は、学校、家庭、地域との連携を図りながら、統合新校の運営や新しいコミュニティづくりを効果的かつ円滑に行っていくことが重要な課題となります。

【後期計画策定時の現状・課題】

平成28年度(2016年度)に「瑞浪南中学校」を開校しました。統合準備委員会での課題協議、統合前の交流事業などを経て、順調に学校運営が行われています。

「瑞浪北中学校」は、平成31年度(2019年度)の開校に向けた諸準備を行いました。統合準備委員会では、校章やPTA組織などのソフト面について協議、決定しました。また、学校では、交流事業や生徒会サミットなどにより生徒の不安を軽減するための取組を行い、統合に向けた人間関係づくりを進めました。保護者や地域に向けては、随時、情報発信をしてきました。新しい校舎は、安全・安心を確保するとともに、文部科学省「スーパーエコスクール実証事業」の採択を受け、「自然環境を考慮した学校施設」が完成しました。

統合後の新しいコミュニティづくりについては、学校・地域・家庭と連携を図りながら効果的に行っていくことが課題となります。

【施策の目標】

- 各中学校の伝統や特色を継承・発展させた、特色ある学校づくりを支援します。
- 新しい学校と地域住民のつながりの形成を支援します。
- 新しい学校の安全・安心な学校環境の整備及び通学路の確保に努めます。

【主な取組】

①統合後の小中学校間の連携支援

- ・統合後の新しい学校づくり、コミュニティづくりへの支援を行います。
- ・児童生徒の心の問題に対応し、良好な人間関係づくりに努めます。

②通学路の確保と遠距離通学の生徒への支援

- ・生徒が安全に通学できる通学路を設定します。
- ・統合により遠距離通学となる生徒の負担を軽減し、安全確保のためにスクールバスを導入します。

③統合後に使用する校舎等の整備

- ・瑞浪北中学校のグラウンド整備を行います。

④新中学校における地域の拠点機能の確保

- ・新中学校においては、防犯・安全性を確保するとともに、災害時の地域の避難拠点としての役割を担います。
- ・地域住民にとっての学習や交流の拠点としての役割を担います。

中学校統合

■統合再編の内容

- ① 陶・稲津中学校の2校を統合する。(平成28年(2016年)4月開校)
- ② 瑞陵・日吉・釜戸中学校の3校を統合する。(平成31年(2019年)4月開校)
- ③ 瑞浪中学校は現状のままとし、結果として市内中学校を3校とする。
- ④ 統合後の通学区域は、統合するそれぞれの中学校の通学区域を合わせた区域とする。

■中学校統合スローガン

磨き合いと活力のある明るい中学校
～集団の良さを生かした教育を～

■統合により目指す学校像（学校の基本理念）

- ① 人と人とのかかわりを広げる学校
- ② 競い合い、鍛え合い、支え合いのある学校
- ③ 伝統を引き継ぎながら新しく発展させる学校
- ④ 社会をたくましく生き抜く力をつける学校
- ⑤ 地域とつながり、地域とともに歩む学校

基本目標

2 ともに学び、成長し、高めあえる社会教育の推進

【施策の体系】

基本目標2

ともに学び、成長し、
高めあえる社会教育の推進

- 施策1 多様な世代に対応した生涯学習の内容の充実
- 施策2 地域での子育てに係る学習環境の整備
- 施策3 高齢者の活躍の場づくり
- 施策4 公民館・図書館等による人材発掘と育成

施策1 多様な世代に対応した生涯学習の内容の充実

【計画策定当初の状況・課題】

市民の生涯学習活動については、各公民館、市民図書館、文化施設、あるいは学校や体育施設、福祉施設等において幅広い内容の活動が展開されています。市民の生涯学習活動の一層の啓発・推進に向けて、生涯学習推進委員会及び市民部会において、市民の学習課題の検討や調査・研究活動、また生涯学習読本などの資料作成が実施されてきました。しかしながら、市民の多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供は十分ではありません。とりわけ若い世代やシニア世代など幅広い世代の学習ニーズに対応した内容の充実が求められています。また、公民館等を利用される学習サークルにおいて、会員の高齢化と会員数の減少による活動の停滞が危惧されています。

【後期計画策定時の現状・課題】

市民の生涯学習活動については、各公民館、市民図書館、文化施設、あるいは学校や体育施設、福祉施設等において幅広い内容の活動が展開されていますが、さらに市民の多様なニーズや各地域の特性を生かした特色ある学習活動の拡大を図る必要があります。各公民館や施設等で行われている講座や学習機会に関する情報提供を行い、広く市民の参加を促します。また、市民が生涯学習の成果を発表する機会を積極的に提供し、学習意欲を高める支援及び自主的に学習するグループ等への支援を行います。

公民館等を利用している自主的な学習グループにおいては、今後会員の高齢化と会員数の減少による活動の存続が危惧されています。

子どもの読書活動の推進については、市民図書館や学校教育の活動において重点的に取り組んでいますが、近年の携帯電話、インターネットの急速な広まりなどから子どもの読書離れも進んでおり、子どもの読書活動の推進は一層の拡大・充実を図っていくことが必要です。

【施策の目標】

- 多様な世代、多様な知的ニーズに対応する学習機会の提供に努めます。
- 市民図書館は、生涯学習の拠点となるよう図書館サービスの一層の充実を図ります。
- 公民館等の教育施設は、自主的な学習グループに対する支援を充実させ、生涯学習の裾野を広げる取組を推進します。
- 各公民館の事業について、幅広い市民ニーズを満たすことができるよう、公民館間の情報共有を図ります。
- 「生涯学習ガイドブック」等の充実を図り、広報やホームページ、メールマガジンなどを活用し情報提供します。

【主な取組】

①公民館の生涯学習の充実

- ・各地区公民館は、地域のまちづくり組織との協働あるいは連携により地域の特性を生かした学習内容と学習機会の提供を一層充実・拡大していきます。
- ・中央公民館は、シニア世代や若い世代のニーズに応じた講座・教室の開催に努めます。
- ・公民館等の教育施設は、自主的な学習グループに対する支援の充実を図ります。

②各公民館間の情報共有

- ・各公民館間の生涯学習に関する情報共有に努めます。

③市民の学習機会に関する情報提供

- ・学習機会に関する情報をまとめた冊子を作成します。

④図書館サービスの充実

- ・市民が求める図書及び情報を的確、適切に提供し、市民の生涯学習活動を支援します。
- ・読み聞かせ活動や児童図書の紹介活動を推進し、子どもの読書活動の一層の拡大・充実を図ります。

施策2 地域での子育てに係る学習環境の整備

【計画策定当初の状況・課題】

塾や部活動等で児童生徒自身が忙しかったり、保護者の理解が得られなかったりすることから、地域の行事やボランティア活動に参加する児童生徒が少なくなってきました。郷土に愛着をもち、郷土についての誇りを育むためにも、保護者の理解を得ながら、児童生徒と地域とのつながりを強化していく必要があります。

本市における子どもの読書活動の推進については、市民図書館や学校教育の活動において重点的に取り組んできており、高い評価を得ています。しかし、全国的な傾向として、近年の携帯電話・インターネットの急速な広まりなどから子どもの読書離れも進んでおり、子どもの読書活動の推進は一層の拡大・充実を図っていく必要があります。

公民館等での子育て世代への学習機会の提供については、幼稚園と連携して母親学級が開催されたり、各小中学校のPTA 母親委員会と連携して家庭教育学級が開催されていますが、活動の内容が家庭教育の充実につながっていないなどの課題があります。

青少年育成市民会議・町民会議やPTA、子ども会をはじめとする地域での青少年育成活動については、活動のマンネリ化・形骸化が課題として指摘されています。

【後期計画策定時の現状・課題】

学校と地域の連携が徐々に進み、地域の行事やボランティア活動に参加する児童生徒が年々増えてきています。郷土に愛着をもち、郷土についての誇りを育むために、保護者の理解を得ながら、児童生徒と地域とのつながりをさらに強化していくことが大切です。

公民館等での子育て世代への学習機会の提供については、幼稚園と連携した母親学級や各小中学校のPTA 母親委員会と連携した家庭教育学級を開催しています。今後は、それらの活動の内容を家庭教育の充実につなげる必要があります。また家庭教育への関心を拡大するとともに、学習機会への参加を促進する必要があります。

【施策の目標】

- 公民館や子育て団体が開催する家庭教育学級等の内容の充実を図り、子育て世代の家庭教育への関心を拡大するとともに、学習機会への参加を促進します。

【主な取組】

①保護者の学習内容の充実

- ・公民館等で開催する家庭教育学級について、幼稚園及び小・中学校との連携を強化し、より多数の保護者が参加する学級にしていきます。また、学習内容の充実を図ります。
- ・PTA 連合会・子ども会連合会等の団体の活動内容の充実を支援します。



幼児家庭教育学級

施策3 高齢者の活躍の場づくり

【計画策定当初の状況・課題】

本市においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化の進行は顕著になっています。各公民館では高齢者学級(寿大学)を開催していますが、参加者の高齢化と減少が急速に進んでいます。一方で、各地区まちづくり組織の活動においては、社会の第一線を退いたシニア世代が活躍されています。

高齢者・シニア世代が増加すれば、時間に比較的余裕のある経験・技能豊かな方々が増えるということになります。地域の子どもたちや地域づくりのために、そうした方々の活躍できる場や機会を設けていく必要があります。

【後期計画策定時の現状・課題】

各公民館では高齢者学級(寿大学)を開催していますが、参加者の減少が進んでいます。各公民館が開催する高齢者学級を活性化するため、各公民館間において情報共有を図り、内容の充実を図るとともに、一つの事業を複数の地区が共同で開催すること等、事業の共同開催等についても検討を行う必要があります。

また、地域の子どもたちや地域づくりのために、時間に比較的余裕のある経験・技能豊かな高齢者が活躍できる場や機会を設けていく必要があります。

【施策の目標】

- 高齢者学級(寿大学)の活発な活動を促進します。
- 保幼小中、PTA、子ども会等と連携を図り、地域の高齢者と子どもの交流を図る事業を推進します。

【主な取組】

① 高齢者学級の活発な活動の促進

- ・各公民館において、高齢者学級(寿大学)について情報共有を図るとともに、内容の充実を図ります。
- ・事業の複数の地区による共同開催について検討を行います。

②地域の高齢者と子どもの交流の促進

- ・保幼小中、PTA、子ども会等と連携を図り、地域の高齢者と子どもの交流を図る事業を実施します。



高齢者学級と中学生の交流

施策4 公民館・図書館等による人材発掘と育成

【計画策定当初の状況・課題】

生涯学習推進委員会及び市民部会では、「市民一人1学習1スポーツ1ボランティア」をスローガンとし、その取組として、指導者育成事業やボランティア活動の啓発を行ってきました。ボランティア活動については、市民図書館において多数の市民がボランティアとして事業に協力されて、一定の成果を収めています。また、各公民館においても文化祭等の行事に地域の方がボランティア協力をされています。

また、各公民館等では、各種学習団体及び各種文化芸術サークルの交流や発表機会の提供を通じて、指導者の育成を図っており、まちづくり事業等において成果を収めています。

今後は、第一線を退いたシニア世代の活躍の場の拡大という視点から、公民館・図書館等による人材発掘と育成を拡充していく必要があります。

【後期計画策定時の現状・課題】

公民館、図書館等では、市民が＜共に学び、共に育ち、共に創る＞姿勢をもつことによって地域づくり・まちづくりの発展を支えられるよう「学習の質の向上」をめざしています。その取組として、地域における人材や学習材料の発掘に努め、子どもや地域住民の学習活動に生かします。

各公民館では、各種学習団体及び各種文化芸術サークルの交流や学習機会の提供を通じて指導者の育成を図っており、育った指導者がまちづくり事業等において活躍されています。

今後は、シニア世代の活躍の場を創出するため、人材の発掘と育成を拡充していく必要があります。

市民図書館においては、多数の市民がボランティアとして事業に協力するなどの活動をしています。また、各公民館においても文化祭等の行事に地域の方がボランティアとして協力しています。

【施策の目標】

- 公民館は、人材情報を共有し、指導者の育成機会の提供を図ります。
- 図書館のボランティアスタッフに対して、講座等を開催し、スキルアップを図ります。

[主な取組]

①指導者の育成

- ・各公民館等において、シニア世代等が様々な学習機会における指導者となれるよう育成機会の増加に努めます。

②図書館ボランティアの育成

- ・市民図書館では、ボランティア対象の講座等を開催し、ボランティアのスキルアップを図ります。

基本目標

3 誰もが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツの推進

【施策の体系】

基本目標3

誰もが気軽にスポーツに
親しめる生涯スポーツの推進

- 施策1 スポーツの場の充実
- 施策2 スポーツの機会の充実と魅力の発信
- 施策3 スポーツ推進委員の活用
- 施策4 体育協会・スポーツ少年団・クラブとの連携

施策1 スポーツの場の充実

【計画策定当初の状況・課題】

市民体育館や体育施設、学校開放施設について管理運営を行い、利用促進を図っており、スポーツ施設利用者数は平成21年(2009年)以降、増加傾向にあります。今後も既存のスポーツ施設の有効活用を図りながら、施設利用者数を維持、拡大していくことが必要です。

市民の生活の身近な場所に、気軽にスポーツを楽しめる場を充実させていくことが課題となっています。

【後期計画策定時の現状・課題】

市民体育館や体育施設については、最も新しい施設で平成18年(2006年)設置、古い施設では昭和60年(1985年)の設置という状況にあり、順次大規模改修等を実施しています。老朽化と市民テニスコートの充実により利用者数が減少していた狭間川テニスコートについては、平成29年度(2017年度)をもって廃止しました。

また、各地域の学校施設について、学校開放事業として体育館の活用に取り組んできましたが、平成27年度(2015年度)の陶中学校、稲津中学校の統廃合、平成30年度(2018年度)には日吉、釜戸、瑞陵中学校の統廃合により体育館が減少し、身近なスポーツの場は減少していきます。

その他の施設については、利用者数が増加もしくはほぼ現状維持という状況となっていますが、減少するスポーツの場の代替施設として既存のスポーツ施設の有効活用をいかに行っていくかが課題となっています。

【施策の目標】

- 市民が利用しやすいスポーツ施設となるよう各施設を管理運営し、利用率の向上を図ります。
- 施設や器具を計画的に更新し、市民が快適にスポーツを行う環境を整えます。
- 市内小中学校の体育館の有効活用を図ります。

【主な取組】

①スポーツ施設・設備の充実

- ・市内スポーツ施設の計画的な改修、整備を進めます。
- ・市内スポーツ施設を利用しやすいよう利用手続きや開館時間等の改善を進めます。
- ・老朽化したトレーニング機器など、施設や器具を計画的に更新します。
- ・市内スポーツ施設の改修、整備に合わせてバリアフリー化を促進します。

②日常的スポーツ実践のための学校施設の開放

- ・市内小中学校の体育館の開放を継続します。
- ・学校施設開放の周知と、学校施設の利用を促進します。

③スポーツ施設に関する情報提供

- ・市内スポーツ施設について周知します。
- ・利用者にわかりやすい情報提供や利用手続きの紹介を行います。



施策2 スポーツの機会の充実と魅力の発信

【計画策定当初の状況・課題】

「市民一人1スポーツ」を目標として、スポーツ人口の拡大を図るために、市民体育大会の開催、年代・種目別スポーツ教室や交流会の開催、トップアスリート交流事業などに取り組んできました。今後もスポーツ人口のさらなる拡大を図るために、スポーツの機会を充実していくことが必要です。

また、心身の健全な発達に資するだけでなく、仲間づくりや生きがいをづくりにつなげるなど、スポーツの様々な効果や魅力を多くの市民に発信していくことが必要です。

【後期計画策定時の現状・課題】

市民体育大会については春季大会において、平成26年度(2014年度)は922人の参加者であったものが、平成30年度(2018年度)は1,185人となっており、年々参加者は増加しています。

スポーツ教室についても毎年3~5種目ほどについて、大人、子どもそれぞれを対象に実施しています。しかし、教室開催後の継続性を考えると、市内に競技団体のある種目に限らざるを得ず、新たな種目の選定が課題となっています。

【施策の目標】

- 子どもたちにスポーツをする楽しさと技術を伝える機会を設けます。
- 市民がスポーツに接する機会を増やし、スポーツに対する市民の意識の向上を図ります。
- スポーツの技術向上と競技人口の拡大を図ります。
- 市民が地域の中でスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。



スポーツ教室(スポーツ吹矢)



トップアスリートとの交流

【主な取組】

①トッパスリートとの交流

- ・小中高生を対象にスポーツをする楽しさと技術を伝える機会として、トッパスリート交流事業を年1回以上継続して実施します。
- ・様々な種目を体験してもらうため、トッパスリート交流事業の長期計画を作成します。
- ・地域の高齢者と小中高生がスポーツを通して交流する機会づくりを推進します。

②スポーツ教室・交流会の充実

- ・様々な年齢層が参加しやすい種目を発掘し、スポーツ教室・交流会の内容を充実させます。
- ・スポーツ教室・交流会の利用促進を図るための情報提供を積極的に行います。

③スポーツをする機会の情報提供

- ・広報や市ホームページ等を活用して、市民体育大会などスポーツに関する行事やイベント情報を発信します。
- ・トッパスリート交流事業やスポーツ教室を通じて、スポーツの楽しさや軽スポーツの紹介を行います。

④選手育成と各種体育大会への派遣を支援

- ・各種スポーツ団体の強化と指導者、選手の育成を支援します。
- ・各種体育大会への派遣を支援します。

⑤身近な場所でスポーツに親しめる環境の整備

- ・親子で参加できるスポーツのイベントを実施します。

施策3 スポーツ推進委員の活用

【計画策定当初の状況・課題】

地域スポーツの推進を図るために、スポーツ推進委員(定員26名)を任命しています。スポーツ推進委員は、住民のスポーツの実技の指導や住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成など、地域スポーツの推進を目的に様々な活動を行っています。スポーツ推進委員の活躍の場を広げるにより、地域におけるスポーツの推進を図っていくことが必要です。

【後期計画策定時の現状・課題】

平成30年度(2018年度)現在、19名のスポーツ推進委員が活動しており、地域及び市のスポーツイベント等に関わり、ポールウォーク^{※8}の推進や、ニュースポーツ^{※9}の紹介など、日々精力的に活動しています。

しかしながら、「スポーツ推進委員」という呼称は、平成24年度(2012年度)まで使われていた「体育指導員」という呼称に比べ、認知度が低いのが現状です。

スポーツ推進委員の認知度の向上と、委員が誇りをもって活動できるような体制や環境を整えること、また、委員の高齢化率が高いため(19名中、70歳以上2名、60歳以上6名、50歳以上8名、49歳以下3名)、若い委員の確保が課題です。

【施策の目標】

- スポーツ推進委員との連携を強化し、地域スポーツのさらなる推進を図ります。
- スポーツ推進委員の指導力の向上を図ります。

【主な取組】

①スポーツ推進委員との連携強化

- ・スポーツ推進委員の活動や取組を広報等で市民に紹介します。
- ・スポーツ推進委員と、地域が連携できる体制を促進します。
- ・スポーツ推進委員と連携することで、高齢者が気軽に参加できるニュースポーツを取り入れた教室の開催など、市民向けのスポーツ教室などの充実を図ります。

②スポーツ推進委員の育成

- ・スポーツ推進委員の指導力向上のための研修会を開催します。

スポーツ推進委員とは

平成23年(2011)年8月施行のスポーツ基本法に基づき、「体育指導委員」は、「スポーツ推進委員」へ名称が変更となりました。スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、主に次のような役割を担っており、それぞれの地域で活躍しています。

- 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行う
- 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図る
- 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力する
- スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力する
- 住民一般に対し、スポーツについての理解を深める

用語解説		
※8	ポールウォーク	「ノルディックウォーク」とも呼び、2本のポールを使って歩行運動を補助しながら運動効果を上げる健康のための運動。クロスカントリーの選手が、体力維持・強化トレーニングを目的として行っていたものが発展したもの。市内各地区でスポーツ推進委員により教室が開催されたり、まちづくり等の行事の中でも実施されている。
※9	ニュースポーツ	20世紀以降に新しく考案されたスポーツの総称で「軽スポーツ」とも呼ばれる。勝敗にこだわらないレクリエーションの一環として気楽に楽しむことのできるスポーツで、市内ではインディアカ、マレットゴルフ、ソフトバレーボールなどが実施されている。

施策4 体育協会・スポーツ少年団・クラブとの連携

【計画策定当初の状況・課題】

少子化の影響に伴うスポーツ少年団の活動の縮小、スポーツ少年団の登録指導者の減少、クラブと中学校の部活動との連携の不足など、児童生徒のスポーツを取り巻く状況に様々な課題が生じています。

こうした状況について体育協会・スポーツ少年団・クラブのそれぞれが情報を共有し、課題を解消していくために、今まで以上に連携を強化することが必要です。学校でのスポーツ活動だけでなく、身近な地域の中での児童生徒を対象としたスポーツ環境を整えることが必要です。

【後期計画策定時の現状・課題】

体育協会については、7支部と19種目団体により組織され、協会が実施する市民体育大会やスポーツ交流会、各種教室等への参加者は増加傾向にあります。スポーツ少年団については、この5年間で、団の総数には変動がありませんが、団員数、指導者数は増加傾向にあります。しかし、一方では団員数の減少により存続が危ぶまれる団もあります。また、クラブについては、加入者数は横ばいですが、種目が多様化する傾向がみられます。今後も各団体との連携を図り、多くの市民がスポーツに親しむ環境を整備することが必要です。

【施策の目標】

- 市民がスポーツを行う機会や場を確保します。
- スポーツ指導者の人員確保を支援します。

【主な取組】

①スポーツを行う機会の確保

- ・体育協会・スポーツ少年団・クラブの活動を支援し、スポーツに接する機会や場を確保します。

②スポーツ指導者の人員確保

- ・体育協会・スポーツ少年団・クラブと情報共有を行い、スポーツ指導者の人員確保を支援します。
- ・指導者育成に関する各種研修会の情報を提供します。

基本目標

4 郷土愛を育む文化・芸術の振興

【施策の体系】

基本目標4

郷土愛を育む

文化・芸術の振興

施策1 まちぐるみで守る文化財とその活用

施策2 市民が歴史・文化・芸術に触れる機会の充実

施策3 文化施設の充実

施策4 後継者育成、文化芸術活動団体の支援

施策1 まちぐるみで守る文化財とその活用

【計画策定当初の状況・課題】

指定文化財については、所有者と調整しながら維持管理に努め、その有効活用を図ってきました。また、桜堂区にある文化財調査や遺跡発掘調査の実施をはじめ、歴史の道整備事業として中山道の整備等を行ってきました。今後も貴重な文化財の保存のため、文化財所有者や管理者との調整を図りながら、文化財の指定を適宜行っていくことが必要です。

また、文化財の保存とともに、文化財を次世代に継承していくためには、すべての市民が市の文化財や歴史文化を知ることが大切です。まちぐるみで文化財を守り、その魅力を内外に発信できるようになることを目指していくことが求められます。

【後期計画策定時の現状・課題】

桜堂薬師関連の文化財調査を中心として、市内の未指定文化財の調査を行い、高い価値が確認された物件については文化財指定等の措置を講じてきました。今後は、特に高い価値が確認された桜堂薬師周辺遺跡の国文化財(史跡)指定を目指すとともに、中山道関連文化財等の調査を継続し、高い価値が確認された物件の指定・登録を進めます。

地域資源を生かした学習機会の提供については、史跡探訪案内図の発刊が完了し、史跡ウォーキング等で活用されています。また、「みずなみかたりべの会」と協働して、講座や史跡探訪を開催する等、市民が歴史・文化等に触れる機会の充実に努めてきました。今後も講座や史跡探訪の開催を継続するとともに、かたりべの会の会員増や次世代会員の育成等にも努めます。

【施策の目標】

- 文化財の調査・保存に努めるとともに、文化財の維持管理と有効活用に努めます。
- 地域等と連携して、文化財の保護と活用を進めます。

【主な取組】

①文化財の調査・保存・活用

・文化財の調査・保存・活用を継続します。

②未指定文化財の指定

・文化財所有者や管理者と調整を図り、未指定文化財の文化財指定等を行います。

③地域資源を生かした学習機会の提供

・史跡探訪案内図、いきいきウォーキングマップ等を活用し、市内の文化財等に触れる機会の充実を図ります。

④市民向け講座の充実

・文化財に触れる、市民向けの講座を充実します。



ビカリア(月のおさがり)



市民俗文化財(有形)、のぞきからくりの看板絵と中ネタ

施策2 市民が歴史・文化・芸術に触れる機会の充実

【計画策定当初の状況・課題】

多くの市民が郷土の歴史や伝統文化、あるいは優れた芸術に親しみをもつことができるよう、各文化施設では、様々な講座や展示会を開催したり、文化芸術活動の振興等に取り組んだりしてきました。このような取組を拡充していくこと、とりわけ、次世代を担う子どもたちが豊かな感性と表現力を身に付けることができるよう、また、郷土について誇りを育むことができるよう、郷土の伝統文化や優れた芸術等に触れる機会の拡充を図ることが必要です。

また、総合文化センターでは、優れた文化・芸術の紹介や市民の文化芸術活動の奨励に努めています(文化ホール事業・展示事業等)が、市内の文化芸術活動団体の構成員の高齢化と減少が進んでおり、団体独自の発表機会も減少しています。市内の文化芸術活動団体の交流センターとしての役割を果たすべき文化協会の活動の停滞が危惧されています。

【後期計画策定時の現状・課題】

市民公園文化施設では、歴史や伝統文化、あるいは優れた美術作品に触れることのできる展覧会や講座等の開催に努めてきました。今後も、来館者のニーズを把握した上で展覧会や講座等の開催を継続します。

また、歴史案内ボランティアと協働し、講座や史跡探訪等を実施することで、市民が歴史・文化に触れる機会の充実を図るとともに、ボランティアの生きがいづくりに努めてきました。今後も歴史案内ボランティアと協働して活動を継続していきます。学校等との連携に関しては、学校のニーズ把握や連絡調整が十分に行われていない状況です。今後、学校のニーズ把握等を円滑に行う方法について検討します。

中央公民館では、市民の手で創り上げる市民参加型事業、文化ホール等で行う自主事業や市美術展等を開催し、優れた文化・芸術に触れる機会を確保し、市民の芸術活動の奨励に努めています。しかし、市内の文化芸術活動団体やその構成員の高齢化と減少は進んでおり、若いメンバーの育成や確保が必要です。各公民館では、文化協会をはじめとした利用団体の活動発表の機会を提供し、市民の文化芸術活動を支援しています。

【施策の目標】

- 市民が郷土の歴史や文化に親しむことのできる博物館等、文化施設の機能を高めます。
- 市内の文化財や歴史的財産に触れる機会を設け、郷土史に対する市民の理解と関心を高めます。
- 中央公民館において、市民参加型事業、ホワイエコンサート等を開催し、市民の文化芸術に対する関心を高めるとともに、創造意欲の向上を図ります。

- 文化協会をはじめとした利用団体の活動発表機会を提供し、市民の文化芸術活動を支援するとともに、気軽に文化芸術に親しめる環境を整備します。

【主な取組】

①市民の文化芸術活動の活性化

- ・優れた舞台芸術に触れる機会を提供するにあたり、関心のある市民が舞台芸術の創造に係る企画と運営に参加できる市民参加型事業を多様な形で実施し、市民の芸術創造意欲の向上を図ります。
- ・文化協会の活動や、公民館の利用団体への発表機会の提供等を通じて、市民の文化芸術活動を支援します。

②歴史案内ボランティア等の育成

- ・高齢者の活躍の場として歴史案内ボランティア等を育成し、市民の郷土への愛着を高めます。

③学校との連携

- ・学校に対し、博物館等で開催される行事の情報提供を行います。
- ・郷土の歴史や伝統文化をわかりやすくまとめた小学生向け副教材の作成に努めます。

④博物館等文化施設における生涯学習の振興

- ・博物館等文化施設(化石博物館、陶磁資料館、市之瀬廣太記念美術館、自然ふれあい館)における普及事業、調査・研究事業を展開します。

⑤芸術に触れる機会の充実

- ・自主事業や市美術展の開催等を通じて、市民が気軽に文化芸術に親しめるように努めます。



市民の文化芸術活動

施策3 文化施設の充実

【計画策定当初の状況・課題】

市民公園には特色ある文化施設4館(化石博物館、陶磁資料館、市之瀬廣太記念美術館、地球回廊)があります。これまで化石博物館、陶磁資料館、市之瀬廣太記念美術館の館蔵資料の充実・調査・研究に努め、展示等普及活動の充実を図ってきました。しかし、施設の老朽化や経費の削減のため、市民公園内の文化施設については、今一層の機能の充実に向け、施設の再編について検討を進める必要があります。また、既存の文化施設を充実し、利用者数の拡大を図っていくことも必要です。

総合文化センターは、文化ホールの大規模改修により優れた舞台芸術の提供や市民の文化芸術の発表機会に対してある程度対応できる設備を導入しましたが、技術の進展は目覚ましいものがあり、今後随時設備改修を図る必要があります。

【後期計画策定時の現状・課題】

化石博物館、陶磁資料館では、館蔵資料の充実に努め、館蔵資料を中心とした研究を継続的に進めるとともに、これらの館蔵資料を中心とし、来館者のニーズにあった各種展覧会や講座等を継続的に開催してきました。しかし、資料の保管場所の確保が大きな課題となっています。

また、地球回廊と市之瀬廣太記念美術館を加えた4館すべてに、施設の老朽化、耐用年限の到来等の課題があることから、平成29年度(2017年度)に市民公園「文化施設の管理に関わる基本方針」を策定しました。今後は、基本方針に基づき、文化施設の統合にむけた基本計画を策定しますが、財源確保が大きな課題です。

総合文化センターは、設備等の老朽化に伴い、改修や修繕の必要な箇所が増えています。優先順位を見極め、整備していく必要があります。

【施策の目標】

- 施設利用者が快適な環境で利用できるよう、時代のニーズに適応した文化施設となるよう施設整備を進めます。
- 市民が郷土の自然や歴史、文化や芸術に親しむことができるような普及活動として展覧会や講座等を実施します。
- 市民公園内文化施設において各館蔵資料の充実に努めるとともに、調査・研究を一層進めます。

- 本市の自然・歴史・文化に親しむ拠点施設として機能を高めるため、市民公園内の文化施設の再編に向けた検討を進めます。
- 総合文化センターの施設について、利用者の快適な環境づくりに努めます。

[主な取組]

①館蔵資料の充実、調査、研究

- ・化石博物館、陶磁資料館、市之瀬廣太記念美術館の館蔵資料を充実します。
- ・利用者ニーズに合った展覧会や講座等を実施します。

②市民公園文化施設再整備

- ・市民公園内の文化施設の再編に向けた検討を行います。

③総合文化センターの施設整備

- ・総合文化センターの設備等について、利用者が快適に利用できるよう施設整備を進めます。

施策4 後継者育成、文化芸術活動団体の支援

【計画策定当初の状況・課題】

県指定無形民俗文化財の半原操人形浄瑠璃や市指定民俗文化財(無形)の美濃歌舞伎、鶴城笛踊り、深沢獅子舞等があり、各保存団体が民俗文化財を伝え残すため後継者育成に尽力しています。市では補助制度の活用や保存団体の活動紹介等を通じて支援を図っていますが、保存団体の活動の拠点である地域の少子高齢化が大きな影を落としています。

また、市内には文化協会に加盟する団体をはじめとして多様な文化芸術活動団体が存在していますが、多数の団体で構成員の高齢化と減少が活動の停滞を招いています。市及び文化協会等による活動の活性化に向けた支援が望まれています。

【後期計画策定時の現状・課題】

市指定民俗文化財の保持団体や、各地域の伝統文化保存団体の後継者育成を支援してきました。貴重な文化財や伝統文化を後世に伝えるため、今後も後継者育成事業への支援を継続していきます。

幼稚園・学校、公民館等における地域の伝統文化の啓発活動は、保存団体の実状から困難と判断し、未実施となっています。地域に残る伝統文化の担い手不足の進展により、今後ますます実施は困難となるおそれがあると考えます。

また、市内には文化協会に加盟する団体をはじめとして多様な文化芸術活動団体が存在していますが、多くの団体で構成員の高齢化と減少が活動の停滞を招いています。市及び文化協会等による活動の活性化に向けた支援が望まれています。

【施策の目標】

- 地域の保存団体等と連携しながら、地域の伝統文化や伝統行事の継承に努めます。
- 市文化協会等の文化芸術団体に対する補助制度を活用し、各団体の活性化を促進します。

【主な取組】

① 伝統文化の後継者育成

- ・各伝統文化保存団体の後継者育成事業を支援します。
- ・市指定民俗文化財の後継者育成を支援します。
- ・幼稚園・学校、公民館等において地域の伝統文化を積極的に紹介します。

②文化芸術活動団体の活動支援

- ・文化協会に加盟する各種文化芸術活動団体について、補助制度を活用して活動の活性化を図ります。
- ・各公民館を利用する各種文化芸術活動団体について、発表機会の提供などを通じて活動の支援を図ります。

基本目標

5 子どもの成長支援のための幼稚園・学校、家庭、地域の連携強化

【施策の体系】

基本目標5

子どもの成長支援のための
幼稚園・学校、家庭、地域の
連携強化

施策1 連携による家庭の教育力の向上
施策2 連携による地域の教育力の向上

施策1 連携による家庭の教育力の向上

【計画策定当初の状況・課題】

家庭では、学習習慣がよく定着している子どもと、そうでない子どもの二極化が進み、家庭学習への取組や学習量に大きな差が生じています。なかには、家庭学習にどう取り組んだらよいかわからない児童生徒も見られます。各家庭においては、児童生徒が自主的・自立的に学習できるような支援が必要です。

一方、家庭は、社会性や規範意識を育てる場として重要な役割を担っています。基本的な生活習慣や社会のルールを身に付けるとともに、困難を克服する力や他者の権利を尊重できる心が育まれるような家庭づくりが望まれています。

このように家庭の教育力の向上は重要な課題ですが、家庭だけの問題とするのではなく、幼稚園・学校、地域、行政が連携しながら、家庭の教育力を高めていくことが大切です。

【後期計画策定時の現状・課題】

家庭学習については、依然、家庭差があります。学校からは、学年や個人に合わせた家庭学習の手引きを作成、配布して、家庭学習の定着を支援しています。引き続き、保護者への啓発が必要です。家庭学習に取り組むことができない児童生徒の原因は多様にあります。その中の家庭学習の方法がわからない児童生徒への対応は「手引き」の発行や保護者への説明、協力依頼等で、改善がみられます。また、小学生対象の岐阜県 Web ラーニングシステムの導入により、家庭でもコンピュータを利用したドリル学習ができるようになりました。今後、積極的に活用できるよう教職員の研修や児童保護者への利用説明会等を実施していきます。

(次のページに続く)

一方、家庭(保護者)には、子どもの教育について第一義的な責任があるとの認識のもと、基本的な生活習慣、自立心、自制心、道徳観、礼儀、社会のルールなどを教え、育む役割があります。しかし、この役割は、家庭(保護者)の努力のみで十分に果たされるものではありません。

幼稚園、学校、地域、事業者、行政その他の全ての構成員が相互に協力しながら一体的に取り組むことで、その教育力を高めていくことが大切です。

[施策の目標]

- 家庭教育に対する保護者の意識の高揚を図ります。
- 家庭をバックアップする体制を強化します。

[主な取組]

①家庭教育の指針の作成と活用の促進

- ・各家庭における児童生徒の自主的・自立的な学習を支援するための手引を発行し、児童、生徒、保護者に活用を促します。

②子育て・教育相談の充実

- ・幼稚園・学校において、保護者に対する相談の機会や保護者研修を充実します。
- ・行政や関係機関において、保護者に対する相談機能を充実します。
- ・教育支援センターによる子育て・教育相談の実施により、子どもや保護者を支援します。

③交流・学習機会の充実

- ・各公民館は、地区の幼稚園・小中学校との連携を強化し、保護者への家庭教育に係る学習機会の充実に努めます。
- ・市民図書館は、ブックスタートや、幼稚園や小中学校でのブックトーク等により、家庭での子どもの読書活動の推進に努めます。

④ 幼小中の保護者の交流の創出

- ・地域行事等を活用して、幼稚園保護者会とPTAとの連携づくりを推進します。
- ・各公民館は、家庭教育の充実にかかる学習機会を提供するなどして、幼稚園母親学級や、小中学校PTA母親委員会を主体とする家庭教育学級の内容の充実に努めます。また、学級参加者に市内外での家庭教育全般にかかる学習機会への参加を促します。
- ・PTA 連合会や子ども会連合会等の各種子育て団体の活動紹介等を通して、子育て世代の交流の啓発を図ります。



図書館の読み聞かせ



市PTA連合会教育講演懇談会

施策2 連携による地域の教育力の向上

【計画策定当初の状況・課題】

子どもの健全な成長を願って、地域の様々な組織が取組を工夫・実践し、大きな成果を挙げています。しかし、PTA や子ども会、青少年育成会議等の連携は必ずしも地域一丸とはなっておらず、ややもすると単発的な活動に終わっている実態もあります。また、活動そのものについても形骸化・マンネリ化が指摘されています。これらの組織が互いに情報の共有化を図り、有機的な連携を強化して地域の教育力を高めることが求められています。

【後期計画策定時の現状・課題】

子どもの健全な成長を願って、幼稚園、学校、家庭、地域の個人や団体、公民館等が、それぞれに活動を工夫し実践しています。また、各機関や団体が連携して地域の教育力を高めようという動きも盛んになってきました。しかし、少子高齢化、人口減少、親世代の多忙化、高度な情報化等、目まぐるしく変化する社会の中で子どもが健全に育つには、さらなる連携と協働により、教育力を高めていくことが求められています。

青少年育成市民会議・町民会議やPTA、子ども会をはじめとする地域での青少年育成活動については、本来の目的と瑞浪市の現状に合わせて、活動内容や組織の見直しをする時期に来ています。

【施策の目標】

- シニア世代など、子どもの成長支援のために活躍できる人材の発掘・育成を通じて、地域の教育力を高めます。
- 地域一丸となって子どもの成長を支援します。

【主な取組】

①子どもの学習・発表機会の提供

- ・小中高の主張大会を継続的に開催します。
- ・各公民館、地域文化祭における発表の場を設けます。

②地域での体験・交流機会の提供

- ・各小中学校、各PTAや各子ども会は、活動において地域住民などとの交流をもつことに取り組みます。
- ・各公民館では高齢者学級(寿大学)等の開催により地域の高齢者と子どもたちが交流する機会の提供を図ります。
- ・各公民館等において、子どもたちの休日の居場所づくりを進めます。

③子どもをまちぐるみで見守る体制づくり

- ・学校、地域と連携して、休日や下校後の子どもの見守り活動を推進します。
- ・いざという時に登下校中の児童が避難できる場所である「子ども110番の家」を中心として、地域で子どもを見守る体制づくりを支援します。
- ・子どもを取り巻く現代的課題の最大のもは、携帯電話やインターネット及びウェブ等を使用した際に起こるトラブルです。学校をはじめ、PTA・子ども会・スポーツ少年団などの子育て団体や、市及び地区の青少年育成会議において、このような課題についての学習を重ねるとともに、対応についての方針や具体的な取組活動について、連携を密にして協議していきます。

④青少年育成市民会議の推進

- ・青少年育成市民会議のスローガンである「瑞浪の青少年は 瑞浪市民の手で みとめて ほめて はげまして みんなの力で健やかに」を実践するモデル地区を指定し、その実践発表から市民が学ぶ機会を設けます。
- ・青少年を取り巻く現代的な課題の学習等を市民・地域に呼びかけて進めます。
- ・各地区の町民会議やまちづくり組織と連携し、地域の青少年や育成者の優良活動を顕彰します。

⑤地域との連携によるキャリア教育^{※10}

- ・関係機関と連携し、キャリア教育を進めます。
- ・地域事業所の協力を得て職場体験学習を行います。

⑥幼稚園・学校・家庭・地域が連携・協働する体制づくり

- ・学校におけるコミュニティースクール^{※11}の開設に向けて取り組みます。
- ・地域における地域学校協働活動^{※12}の推進に向けて取り組みます。

用語解説		
※10	キャリア教育	発達段階に応じて、一人一人の職業観・勤労観を育てる教育。
※11	コミュニティースクール（学校運営協議会※13 制度）	学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組。
※12	地域学校協働活動	地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
※13	学校運営協議会	学校の教育目標やビジョンを学校と共有するとともに、教育委員会や校長に意見を述べるができる一定の権限を有する合議制の機関。

■ 幼稚園・学校、家庭、地域、行政の役割

子どもの成長支援のために、幼稚園・学校、家庭、地域、行政が担うべき基本的な役割や期待する役割を次のとおり示します。

主体	基本的な役割、期待する役割
幼稚園 学校	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎学力、豊かな心、仲間や周囲と仲良くやっていける力、健やかな体など、知・徳・体の調和のとれた教育に努めます。 ○家庭や地域との連携を強化します。 ○中学校統合後の活力ある学校経営を行います。 ○幼稚園・学校の職員は、高い指導力と使命感をもって指導にあたります。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもと十分に話したり、触れ合ったりする時間をつくるように努めます。 ○子どもに基本的な生活習慣やマナーを身に付けさせます。 ○学校や地域と連携して、子どもの成長を支えます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子どもの日頃から声をかけたり、地域の子どもの関心をもってほめたり、注意したりします。 ○地域の行事などの機会を生かして、地域の子どもの社会生活に必要なルールやマナーを身に付けさせます。 ○地域の高齢者やシニア世代は、豊かな経験・技能を生かして、地域の子どもたちや地域づくりのために積極的に関わります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園・学校、家庭、地域が一体となって園児・児童生徒の教育に取り組める環境を整えます。 ○幼稚園・学校、家庭、地域それぞれを結び付ける調整役としての役割を果たします。また、きめ細やかな情報発信に努めます。 ○子どもの教育について気軽に、身近に相談したり、コミュニケーションをとったりする場を充実させます。

第 5 章

計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、幼稚園・学校、地域、教育関係団体、市などがそれぞれ主体的に行動するとともに、互いに協力・連携して、基本理念「夢・生きがい・誇りを育む 瑞浪の教育」の実現に向けて取り組みます。

また、教育に係る施策は、子育てや福祉、健康などの分野を所管する他の部局とも密接に関わるため、これまで以上に関係部局との連携を高め、実効性の高い教育施策を推進していきます。

2 計画の進行管理と見直し

本計画の基本理念を実現するため、毎年度、各課において「方針と重点」を策定し、それに基づき事業を計画(plan・計画)、実施(do・実行)します。翌年度、事業の実施状況を点検評価(check・評価→act・改善)することで、計画の計画的かつ効果的な進捗に努めます。

なお、社会情勢の大きな変化や教育を取り巻く新たな課題などが生じた場合には、必要に応じて内容を見直すなどの対応を行います。

資料編

1 瑞浪市教育振興基本計画推進委員会

(1) 委員会規則

平成28年12月26日教育委員会規則第3号

瑞浪市教育振興基本計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例(平成28年条例第23号)第3条の規定により、瑞浪市教育振興基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) その他教育長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から瑞浪市教育振興基本計画案(以下「基本計画」という。)作成に関する調査及び審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会の下に瑞浪市教育振興基本計画作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会は、委員長の指示により基本計画の原案作成に必要な具体的施策の研究等を行う。
- 3 作業部会は、委員長が指名する教育委員会職員をもって組織する。
- 4 作業部会に部会長を置き、部会に属する職員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、部会を招集し、議事を進行するとともに、その状況を委員会に報告するものとする。
- 6 前条の規定は、作業部会に準用する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(2)平成 30 年度(2018 年度)瑞浪市教育振興基本計画推進委員会
委員名簿

番号	氏名	所属団体等	区分等	備考
1	アツミ マサノリ 厚見 正紀	平成 25 年度(2013 年度)市教育振興 基本計画策定委員会委員長、教育委 員会点検評価委員長、元小中学校長	学識経験者	委員長
2	フジイ マサアキ 藤井 雅明	市小中学校長会長(瑞浪中学校長)	学校教育関係者	
3	アリガ ヒデオ 有賀 秀雄	瑞浪市社会教育委員代表	社会教育関係者	
4	イトウ タツアキ 伊藤 竜昭	市PTA連合会会長	社会教育関係者	
5	イトウ カヨコ 伊藤 加代子	一般財団法人瑞浪市体育協会副会長	社会教育関係者	副委員長
6	カチ マサミ 可知 正己	瑞浪市文化財審議会会長	社会教育関係者	

2 後期計画策定までの経緯

平成 29 年(2017 年) 8 月 9 日	教育委員会事務局で中間見直しの方針(案)を作成
平成 30 年(2018 年) 1 月 25 日	教育委員会協議会にて中間見直し方針(案)を説明、承認を得る
1 月 25 日	中間見直し方針(案)を庁議に報告
2 月	瑞浪市教育振興基本計画作業部会(以後「作業部会」とする)を組織
5 月 11 日～31 日	【作業部会】上半期の施策別進捗確認(現状と課題、施策の洗い出し等)
6 月～7 月	後期計画(案)の作成
8 月 10 日～24 日	【作業部会】後期計画(案①)の内容確認作業
9 月 28 日～10 月 10 日	【作業部会】後期計画(案②)の内容確認作業
10 月 19 日～23 日	【作業部会】後期計画(案③)の内容確認作業
10 月 25 日	教育委員会定例会に瑞浪市教育振興基本計画推進委員の委嘱について上程、承認を得る 教育委員会協議会にて改定の進捗状況報告。後期計画(案③)の説明
11 月 15 日	【第 1 回瑞浪市教育振興基本計画推進委員会】 委員の委嘱、素案に対する意見等の聴取
11 月 15 日～11 月 27 日	【作業部会】第 1 回委員会からの意見等への対応、後期計画案の修正
11 月 22 日	平成 30 年度瑞浪市総合教育会議 教育大綱を兼ねることを決定
11 月 28 日	【第 2 回瑞浪市教育振興基本計画推進委員会】 第 1 回委員会で提出された意見等への対応等の説明と素案の承認(一部修正を要す)
11 月 29 日	【作業部会】第 2 回委員会からの意見等への対応、素案の修正
12 月 4 日	教育委員会臨時会に素案を上程、承認を得る

随時更新

瑞浪市教育振興基本計画
みずなみ教育プラン・後期計画

発行：瑞浪市教育委員会

〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

TEL：0572-68-9831（直通）

発行年月：平成●年（20●●年）●月